

「携帯電話・インターネット」と人権

－「ケータイ・ネット」に関する教職員対象のアンケート調査から見てきたこと－

高知県心の教育センター 指導主事 平石勝久

1 問題の所在

近年、パソコンや携帯電話（以下、「ケータイ」※(1)と表記する）の普及により、インターネット（以下、「ネット」と表記する）を利用する児童生徒が、増えてきている。そのような状況と比例するように、ネットを悪用して、他者の人権を侵害する事件が後を絶たないことを、内閣府大臣官房政府広報室(2008)が報告している。報告では、「平成19年中に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始したネットを利用した人権侵害事件の数は、前年比48.2%増の418件（平成18年度282件）となっている。このうち、名誉毀損事案が154件、プライバシー侵害事案が181件となっており、この2つの事案だけで全体の約8割を占めている」という現状が報告されている。そして、報告では、中高生や卒業生などが自主的に運営する学校非公式サイトにおいて、同級生や先生などの実名を挙げて誹謗・中傷する事件が多発している現状を指摘している(2)。

児童生徒を取り巻くネットの問題を把握することのできる全国調査の一つに、文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下「生徒指導上の諸問題に関する調査」とする）がある。文部科学省初等中等局児童生徒課長の木岡(2008)は、「生徒指導上の諸問題に関する調査」の中で、平成18年度の調査項目から、いじめの態様に新たに加えた「ネット上のいじめ」の件数について報告している。木岡(2008)によると、「平成18年度はいじめの認知件数は約12万5,000件となり、『パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる) ネット上のいじめ』の件数は、約4,900件であり、いじめの認知件数に占める割合は3.9%であった」(3)という。さらに、本年度公表された、平成19年度の「生徒指導上の諸問題に関する調査」の結果によると、「いじめの態様のうち携帯電話等を使ったいじめは5,899件（前年度より1,016件増加）で、いじめの認知件数に占める割合は5.8%（前年度より1.9%増加）」(4)と報告されている。

このような全国の状況に対して、高知県ではどのような実態であろうか。平成18年度の高知県の「生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、いじめの認知件数は712件、「ネット上のいじめ」の件数は27件であり、いじめの認知件数に占める割合は3.8%となっている。さらに、19年度は、いじめの認知件数は445件、「ネット上のいじめ」の件数は22件であり、いじめの認知件数に占める割合は4.9%である。認知件数は減少しているものの、いじめの認知件数に占める「ネット上のいじめ」の割合は、前年度より1.1%増加している現状である。

高知県心の教育センター（※別添「資料1」を参照）では、平成19年度に研究生と筆者が共同で「情報化社会における人権教育の展開及び人権侵害への対応についての研究」を行い、高知市内における中学生を取り巻く現状把握のための実態調査を行った。2007年6月～7月にかけて、「インターネットと人権」・「子どもとインターネット」に関するアンケート調査を、高知市内の国・公・私立の全中学校及び市立養護学校中学校(27校)の第3学年の生徒3,215人と、高知市内の国・公・私立の全中学校及び市立養護学校に勤務する教職員691人に調査を行った(5)。

その結果、高知市内の学校に通う中学校第3学年生徒のケータイの所持率は56.2%であった。全国的な調査としては、日本PTA全国協議会(2006)による調査があり、中学校第2学年の生徒のケータイ

所持率が報告されている(6)。同調査は、第3学年の生徒を対象にしていないので、高知市の結果と単純に比較はできないものの、東京都教職員研修センター(2007)や栃木県総合教育センター(2005)の調査報告(7)(8)、徳島市教育委員会(2006)の調査(9)とも比較する中で、ケータイ所持率に関しては、都市と地方といった地域間格差はあまり見られないことが示された。

また、青屋ら(2008)のアンケートでは、「日常のネット利用においてどんな経験をしているか」について、生徒に質問している。それぞれの経験として、「趣味の世界への広がり」や「学習への応用」、「友人関係の構築」をあげている生徒が大多数であった一方、「特定の者への誹謗・中傷となる記事との接触」や「自分に対するいじめと受け取れる記事との接触」等、インターネットの利用経験は、必ずしもよい経験ばかりではないことも確認できた。そして、インターネットを利用する上での経験を「プラスの経験」と「マイナスの経験」に分けたとき、インターネットによるマイナスの経験の割合が18.6%であることが示された(5)。

さらに、青屋ら(2008)は、「ケータイ・ネット」の「匿名性」や「秘匿性」を利用したネット上の情報だけで結び付いた希薄な人間関係等、利用にあたってのモラルやマナーを踏まえた教職員を対象とした校内研修の取組を基に、教師の変容や学校としての実践を検証している。その中で、教職員の課題意識を高め、学校としての取組に結び付ける具体的な手立てによる成果の具体として、「校内研修以後、学校に対する継続的な提案や意見交換を行う効果が確認できたこと」、「学校が日々取り組んでいる教育実践に沿った働きかけにより、『意識化』から『行動化』への円滑な移行が確認できたこと」の2点を示している(10)。ただ、1年間という限られた期間の研究の限界があり、生徒に対する具体の指導に関して、2つの課題が残された。1つは、学習指導に関する研究(年間指導計画、学習指導案、教材・教具、題材設定等)と、もう1つは、人権侵害への具体的な対応法の研究である。さらに、この研究対象は、中学校であり、小学校及び高等学校、特別支援学校については検証されておらず、その実態が把握できていないことである。

そこで、本紀要では、前年度の研究の課題を踏まえて、高知県内の小中学校及び高等学校・特別支援学校の教職員を対象に「ケータイ・ネット」にかかわる現状と課題を把握するための調査を行い、今後の「ケータイ・ネット」における「学習指導に関する研究」や「人権侵害への具体的な対応に関する研究」の方向付けを行うこととした。

2 研究の目的

高知県内の小中学校及び高等学校・特別支援学校における「ケータイ・ネット」にかかわる県内の学校の現状を調査により把握する。そして、その結果を基に、今後の「ケータイ・ネット」における「学習指導に関する研究」や「人権侵害への具体的な対応に関する研究」の方向付けを行うことが本紀要の目的である。

3 調査方法

(1) 目的

調査は、近年問題となっている「ケータイ・ネット」について、高知県内の学校の現状を把握することを目的とする。

(2) 対象

高知県内の公・私立小・中学校、高等学校、特別支援学校の教職員とする。

(3) 調査期間

平成 20 年 6 月 2 日(月)～8 月 29 日 (金)

(4) 調査の方法

ア 無記名による質問紙法で実施する。

イ 高知県心の教育センターが実施する専門研修会及び校内研修会への参加者に実施する。

(5) 備考

ア 質問紙中の用語について

(ア) インターネット

電子メール、ホームページの管理や閲覧、チャットや掲示板への書き込み、データのダウンロードなどインターネットに接続することによって利用できるすべてのサービスのこと。使用する機器（パソコン、携帯電話等）は問わない。

(イ) 携帯電話等

携帯電話、PHS など、移動式の携帯型情報通信端末のすべてのこと（通信機能付き携帯ゲーム機は除く）。

(6) 集計結果について

集計結果の数値については、択一回答は百分率で、複数回答は実数で表す。百分率による集計については、少数第 2 位を四捨五入しているために、合計が 100%にならない場合がある。

4 調査の結果と考察

(1) 調査結果

調査結果は、高知県心の教育センターが実施する専門研修会及び校内研修会に参加した県内の公・私立学校の教職員から得た。回答者の内訳については、次のとおりである。

小学校教員 189 名、中学校教員 96 名、高等学校 93 名、特別支援学校 113 名であり、有効回答数は、491 名であった。校種の選択欄に記入がなく、校種の判別ができなかった 22 名は、無効回答とした。

調査内容は「あなた自身のこと」に関する質問と、「学校のことで、あなたが知っていること」に関する質問とした。その内容を巻末に示した。

ア 小学校教職員に対する調査結果

あなた自身のお考えをお尋ねします。

1-1 インターネットや携帯電話等の利用に関して、子どもたちへの指導の必要性をどう感じますか。

「ケータイ・ネット」の利用に関して、子どもたちへの指導の必要性については、「必要性を感じる」及び「やや必要性を感じる」と回答した割合は、教職員全体の 95.2%であり、9 割以上の教職員が指導の必要性を感じている。

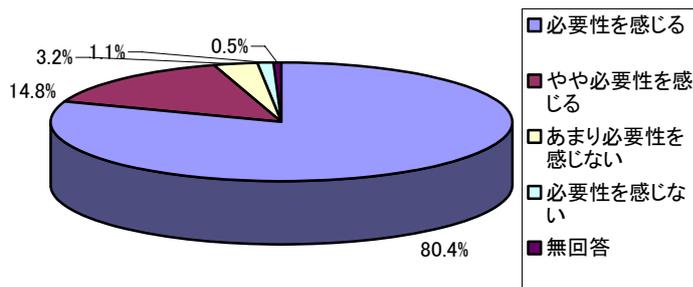


図 1-1 子どもたちへの指導の必要性（小学校）

表 1-1 子どもたちへの指導の必要性（小学校）

	(名)	(%)
必要性を感じる	152	80.4
やや必要性を感じる	28	14.8
あまり必要性を感じない	6	3.2
必要性を感じない	2	1.1
無回答	1	0.5

1-2 子どもたちへの指導の必要性の理由を教えてください。

指導の「必要性を感じる」及び「必要性を感じない」理由について、記述式で回答を求めた。189名中 118名（62.4%）の教職員が、その理由を記入している。理由については、カテゴリー別に分類した（表 1-2）。

表 1-2 子どもたちへの指導の必要性を感じる理由（小学校）

分類	主な記述	(名)
犯罪防止や詐欺被害等、ネットの危険性	ネットやケータイによる子どもたちを取り巻く事件が多い。犯罪の危険性。	42
ケータイやネットの正しい活用方法（リテラシーの育成）	与えられるだけの情報は危険である。情報を取捨選択できる力を付ける。	16
今の子どもたちの現状から	ネットやケータイは、日常生活にとってあたりまえになっているから。	13
ケータイやネットに関する人権侵害	ケータイやネットを利用したいじめや書き込み等による人権侵害があるから。	12
ケータイやネットに関するリスクの指導の必要性	マイナス面や危険性を何も知らずに安易に使用している現状から、子どもに伝えていくことの必要性から。	11
ルールづくりの必要性	ルールを教えないでツールを与えている現状があるから。	10
ケータイは不要	パソコンは調べ学習に必要なだが、ケータイは必要ではない。	3
家庭教育力の低下	親がケータイに依存していて、子どもにきちんと教えられない。	3
コミュニケーションの在り方	一つのツールとしての便利さはあるが、子ども同士のコミュニケーションの在り方が気になるから。	3
その他（少数意見）	ケータイはいずれ持つようになるので。公衆電話は街になくなりつつある他。	8

（注）一人の回答者が、2つ以上の分類に跨る理由を記載している場合があり、文中の回答者数と分類表の回答者数は一致しない。

「犯罪防止や詐欺被害等、ネットの危険性」をあげている教職員が 42 名。「ケータイ・ネット」の真偽を読み解く力を含めて、「『ケータイ・ネット』の正しい活用方法（リテラシーの育成）」をあげる教職員が 16 名。「ケータイ・ネット」が子どもの身近な生活に入り込んでいるという現状等、「今の小学生の現状から」を理由としてあげる教職員が 13 名。「ケータイ・ネット」を利用したいじめや書き込み等の問題といった「『ケータイ・ネット』に関する人権侵害」が気になることを理由としてあげる教職員が 12 名。マイナス面や危険性に関して何も知らずに安易に使用しているという現状に鑑み「『ケータイ・ネット』に関するリスク」に関する指導の必要性をあげる教職員は 11 名であった。

また、「あまり必要ではない」及び「必要ない」と回答している教職員の指導の必要性を感じない理由として、「子どもたちに害がある。すべて必要ではない」といった意見や「辞書を引いたり、手紙を

書くことが減っている。ネットは使わない方がよい」等、図書館で調べたり、辞典や辞書を引くことの大切さの見直しという観点から、「ネットは必要でない」という意見があった。

2 インターネットや携帯電話等の利用に関して、中心となって指導する場はどこだと思いますか。

中心になって指導する場として、「学校」と回答した割合が25.9%に対して、「家庭」と回答した割合は、58.7%であり、家庭が中心になって進めることが必要であると回答している教職員が最も多かった。

「その他」を記入している理由として、「中心となって指導する場を限定することは難しい。家庭や関係者等との連携した指導が必要である」という意見があげられていた。「学校」「家庭」の両項目に複数回答の多くが、記入されていた。

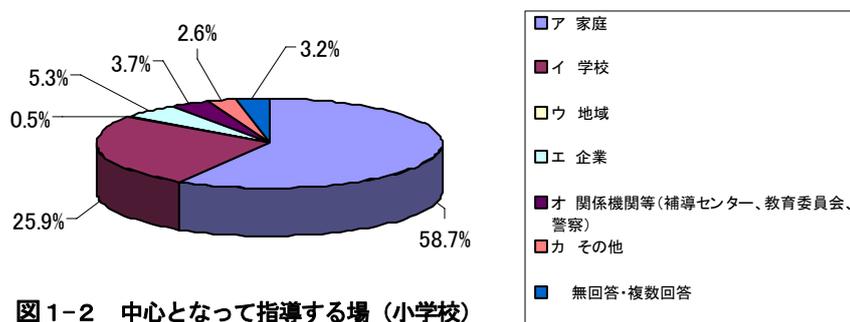


表 1-3 中心となって指導する場 (小学校)

	(名)	(%)
ア 家庭	111	58.7
イ 学校	49	25.9
ウ 地域	1	0.5
エ 企業	10	5.3
オ 関係機関等	7	3.7
カ その他	5	2.6
無回答・複数回答	6	3.2

3 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うとすれば、どのような視点を特に重視すべきだと思いますか。

授業の中で、重視すべき視点について、「インターネット上に潜む人権侵害などの人権教育の視点」と答えた教職員の割合は31.7%、次いで、「使用上のマナーやモラルなど道徳教育の視点」と答えている教職員が30.7%となっている。6割以上の教職員が、人権教育や道徳教育の視点からの指導を重視すべきだと考えている (図 1-3、表 1-4)。

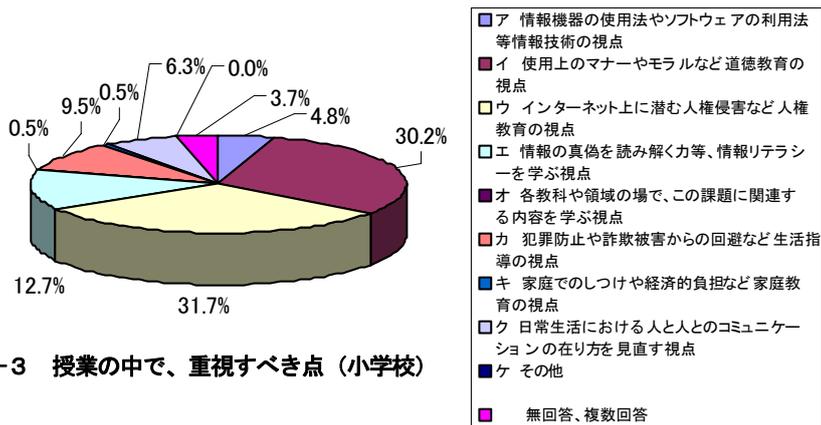


図1-3 授業の中で、重視すべき点 (小学校)

表1-4 授業の中で、重視すべき視点 (小学校)

	(名)	(%)
ア 情報機器の用法やソフトウェアの利用法等情報技術の視点	9	4.8
イ 使用上のマナーやモラルなど道徳教育の視点	57	30.2
ウ インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点	60	31.7
エ 情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーを学ぶ視点	24	12.7
オ 各教科や領域の場で、この課題に関連する内容を学ぶ視点	1	0.5
カ 犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点	18	9.5
キ 家庭でのしつけや経済的負担など家庭教育の視点	1	0.5
ク 日常生活における人と人とのコミュニケーションの在り方を見直す視点	12	6.3
ケ その他	0	0
無回答、複数回答	7	3.0

4 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うにあたって、不安があるとすればどのようなことですか。

「指導をするだけの知識がない」と答えた教職員の割合は 38.3%、次いで「適切な教材がない」が、21.8%となっている。6割以上が知識や教材の不足を不安材料にあげている。

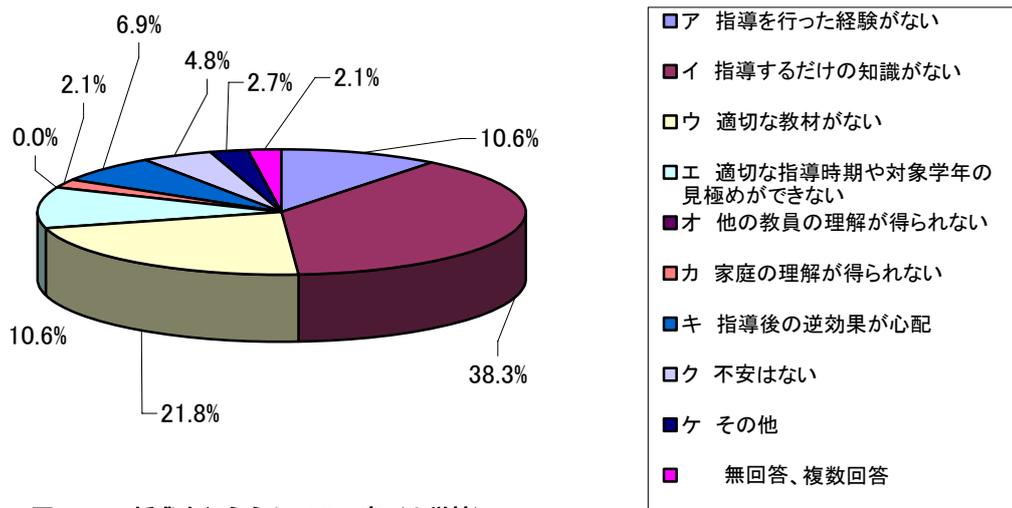


図 1-4 授業を行ううえでの不安 (小学校)

表 1-5 授業を行ううえでの不安 (小学校)

	(名)	(%)
ア 指導を行った経験がない	20	10.6
イ 指導するだけの知識がない	72	38.3
ウ 適切な教材がない	41	21.8
エ 適切な指導時期や対象学年の見極めができない	20	10.6
オ 他の教員の理解が得られない	0	0
カ 家庭の理解が得られない	4	2.1
キ 指導後の逆効果が心配	13	6.9
ク 不安はない	9	4.8
ケ その他	5	2.7
無回答、複数回答	4	2.1

5 あなたは、インターネットや携帯電話等の利用に関して、どのような指導を行ったことがありますか。

「インターネットによる情報収集の方法についての指導」と回答した教職員が 110 名であり、次いで、「個人情報とプライバシーの保護についての指導」が 34 名となっている。その他、「出会い系サイトの危険性についての指導」が 22 名、「電子メールの使い方についての指導」が 22 名となっている (図 1-5)。

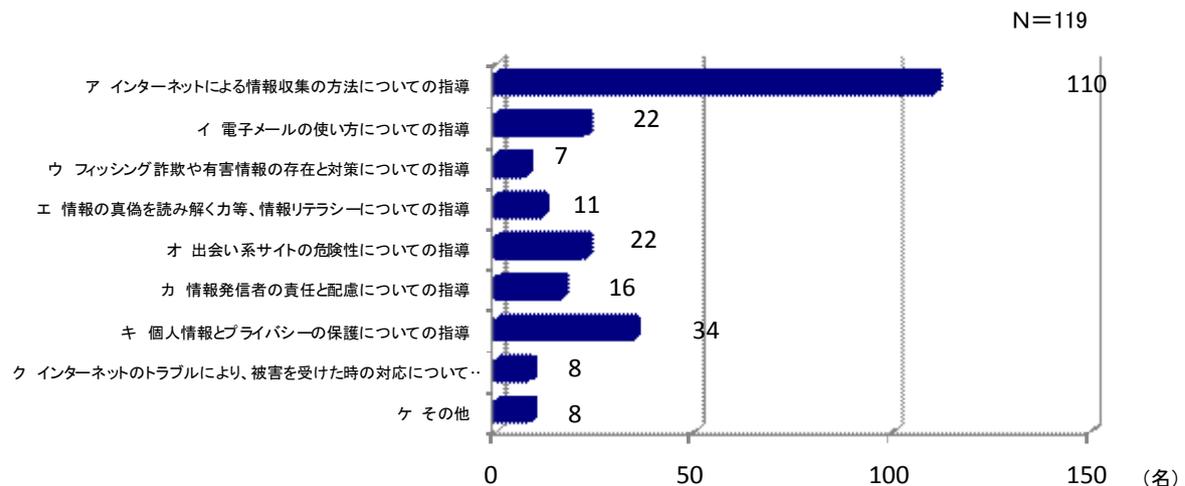


図1-5 どのような指導を行ったことがあるか (小学校)

6 インターネットや携帯電話等に関して、指導を行ううえで困っていることはありますか。また、指導を行ううえで、どのような資料集があればよいと思われませんか、要望を記入してください。

「指導を行ううえで、困っていること」については、16名の記述があった。その中では、「自身がインターネットや携帯電話に関する知識が弱いので、危険性や悪影響に関する指導を具体的にできない」といった意見が多く、『ケータイ・ネット』に関して、苦手意識があり、どう指導すればよいか」といった意見が6名あった。次いで、「子どもの使用実態が大きく異なることで、どこに対象を合わせるか。個人差を埋める指導をどうするか」といった内容の意見が5名であった。その他、「フィルタリング」に関することが4名や「メールのやりとり等、大人の目の届かないところでの指導」に対する不安を記入している教職員が3名いた。

「ケータイ・ネット」に関する資料集の要望については、51名の記述があった。その分類について、表1-6に示した。「系統的な資料集」や「基本的な知識を学ぶことができる資料集」という回答が、それぞれ8名であった。次いで、「対処方法を学ぶことができる資料集」が7名となっている。

表1-6 「ケータイ・ネット」に関する資料集の要望 (小学校)

分類	主な記述	(名)
系統的な資料集	学年の実態に応じた内容。各学年に応じた使用法や留意事項がわかる資料。	8
基本的な知識を学ぶことができる資料集	児童にわかりやすいパンフレット。あまり詳しくない人でも考えていけるような資料。	8
対処方法を学ぶことができる資料集	実際に起こったトラブルに対する対処方法を学ぶことができる。	7
体験ソフト・DVDの資料集	被害の例やデータから、危険性を実感できるDVD。疑似体験ソフトがほしい。	5
ネットのメリット・デメリットを学べる資料集	ネットやケータイのメリット・デメリットをわかりやすく教えられる。ネットを通じた人と人との結び付き。生活の豊かさも伝えられる。	5
指導事例・実践例を知りたい	事例をテキスト化したものがあるとよい。教員の実践事例集がほしい。	5
指導案形式の資料集	指導案形式の具体的な展開例があればイメージしやすい。	4
保護者に対する理解・啓発	家庭と連携していくために、働きかけのできる資料(パンフレット等)。	3
その他	教師自身も学べる資料がほしい等。	6

学校のことで、あなたが知っている範囲でお答えください。

1-1 あなたの学校で、子どもたちのインターネットや携帯電話等の利用実態に関して、ア～クのような事例を知っていますか。

「知らない」と回答した教職員が77名であった。次いで、「学校への携帯電話の持ち込みを見た（携帯電話の校内の持ち込みを禁止している）」が39名であり、「携帯電話に関する家庭とのトラブルがあった」、「メールや掲示板に起因するいじめや暴力等のトラブルがあった」が、それぞれ10名であった。小学校における「ケータイ・ネット」の課題が皆無ではないことが示された（図1-6）。

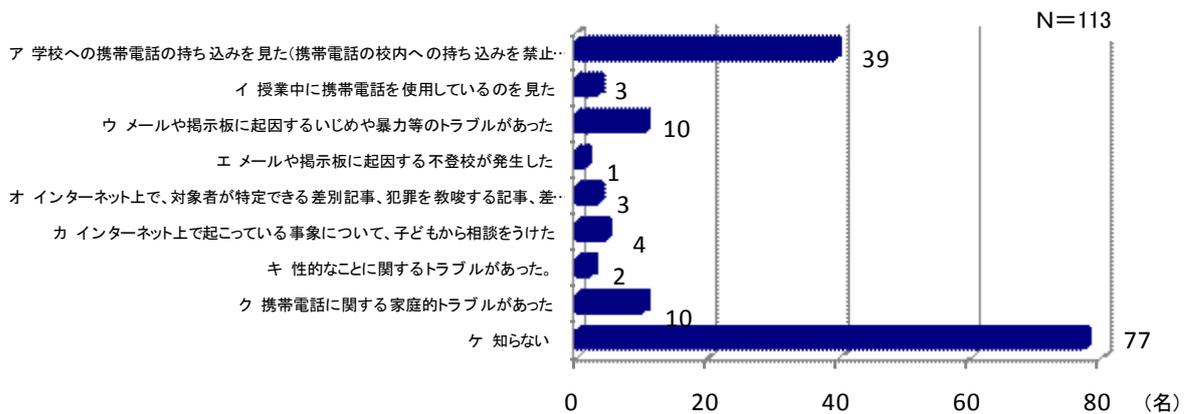


図1-6 勤務校における「ケータイ・ネット」の利用に関するトラブルの事例（小学校）

1-2 1-1で選んだ事例の中で、学校で対応したケースについて、その内容を記入してください。

「携帯電話の持ち込みに対する指導」が12名であり、次いで、「ネット上のトラブルに対する指導」、「メールによるトラブルに対する指導」、「家庭とのトラブル」についてが、それぞれ4名であった。主な対応は、児童に対する個別指導、学級全体、学年全体で指導を行っている。担任が指導にあたっていると思われるケースが最も多く、養護教諭や管理職が指導にあたっているケースもあった。保護者との連携も行っている。

表1-7 「ケータイ・ネット」の課題に対する対応（小学校）

分類	主な記述	(名)
携帯電話の持ち込みに対する指導	「家庭への働きかけも併せて、校内では使用しないように指導した」「預かり指導をした」「担任による個別指導をした」「携帯電話に関する授業をした」等。	12
ネット上のトラブルに対する指導	「ネット上のトラブルについて、懇談会で話が出て、家庭に呼びかけた」「書き込みに対するトラブルあり。該当者本人や学級全体に指導した」「危険性に対する指導を学年で行った」等。	4
メールによるトラブルに対する指導	「いじめにつながるケースがあった。一人ひとり呼び個別に指導した」「家庭訪問、メールの危険性に関する指導、管理職による指導」等。	4
家庭とのトラブルについて	「『学校では必要ではない』ことを担任が保護者に伝えても、理解が得られないケースがあった」「児童を指導したが、保護者はルール違反ととらえておらず、家庭との温度差があった」等。	4
その他	「卒業生から相談を受け、指導した」「授業中の携帯電話の使用への個別指導」	2

イ 中学校教職員に対する調査結果

あなた自身のお考えをお尋ねします。

1-1 インターネットや携帯電話等の利用に関して、子どもたちへの指導の必要性をどう感じますか。

「ケータイ・ネット」の利用に関して、子どもたちへの指導の必要性に関して、「必要性を感じる」及び「やや必要性を感じる」と回答した割合は、教職員全体の99.0%であった。

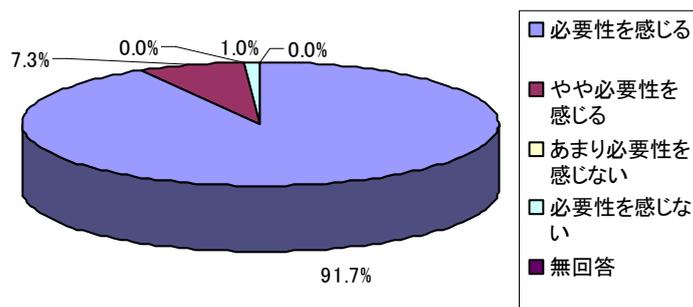


図2-1 子どもたちへの指導の必要性（中学校）

表2-1 子どもたちへの指導の必要性（中学校）

	(名)	(%)
必要性を感じる	88	91.7
やや必要性を感じる	7	7.3
あまり必要性を感じない	0	0
必要性を感じない	1	1.0
無回答	0	0

1-2 子どもたちへの指導の必要性の理由を教えてください。

指導の「必要性を感じる」及び「必要性を感じない」理由について、記述式で回答を求めた。96名中67名(70.0%)の教職員が、その理由を記入している。その理由について、カテゴリー別に分類した(表2-2)。

表2-2 子どもたちへの指導の必要性を感じる理由（中学校）

分類	主な記述	(名)
犯罪防止や詐欺被害等、ネットの危険性	ネットやケータイによる子どもたちを取り巻く事件が多い。犯罪の危険性。	22
ケータイやネットにかかわる人権侵害	ケータイやネットを利用したいじめや書き込み等による人権侵害があるから。	12
今の子どもたちの現状から	ネットやケータイは、日常生活にとってあたりまえになっているから。	10
ルールづくりの必要性	ルールを教えないでツールを与えている現状があるから。	9
ケータイやネットの正しい活用方法（リテラシーの育成）	与えられるだけの情報は危険である。情報を取捨選択できる力を付ける。	8
ケータイやネットに関するリスクの指導の必要性	マイナス面や危険性を何も知らずに安易に使用している現状から、子どもに伝えていくことの必要性から。	5
情報収集には役立つ	調べ学習に必要。これからの時代には不可欠なツールではないか。	2
家庭教育力の低下	子どもだけではなく、親への指導も必要である。	2
フィルタリングの必要性	情報が入り乱れている。フィルタリングの必要性。使い方において個人で気を付けていかねばならない。	2
その他（少数意見）	ケータイはいずれ持つようになる。性教育との関連等。	4

(注)一人の回答者が、2つ以上の分類に跨る理由を記載している場合があり、文中の回答者数と分類表の回答者数は一致しない。

「犯罪防止や詐欺被害等、ネットの危険性」をあげている教職員が、22名。「ケータイ・ネット」を利用したいじめや書き込み等の問題といった『ケータイ・ネット』に関する人権侵害が気になることを理由としてあげる教職員が12名。「ケータイ・ネット」が子どもの身近な生活に入り込んでいるという現状等、「今の中学生の現状」を理由としてあげる教職員が10名となっている。

また、「必要ない」という理由については、1名の記述があった。「もっと他に学ぶことがある」という回答であった。

2 インターネットや携帯電話等の利用に関して、中心となって指導する場はどこだと思いますか。

中心になって指導する場として、「学校」と回答した割合が18.8%に対して、「家庭」と回答した割合は、61.5%であり、家庭が中心になって進めることが必要であると回答している教職員が多い。

複数回答の多くは、「学校」「家庭」の両項目に記入していた。「指導の場を限定することは難しい」という意見もあった。

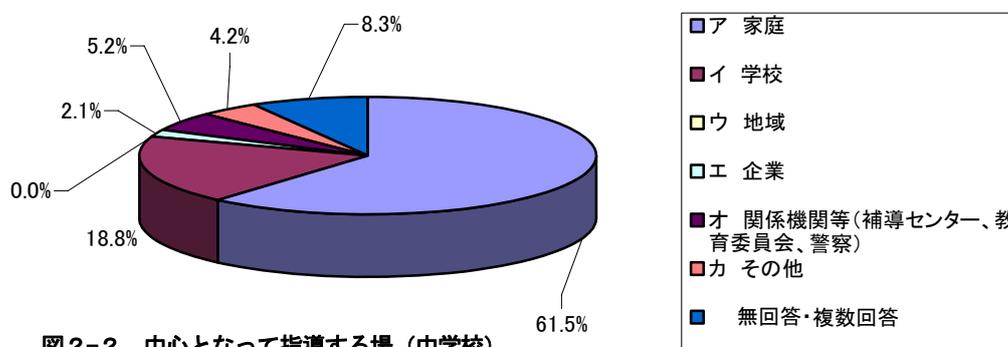


図2-2 中心となって指導する場（中学校）

表2-3 中心となって指導する場（小学校）

N=96	(名)	(%)
ア 家庭	59	61.5
イ 学校	18	18.8
ウ 地域	0	0
エ 企業	2	2.1
オ 関係機関等	5	5.2
カ その他	4	4.2
無回答・複数回答	8	8.3

3 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うとすれば、どのような視点を特に重視すべきだと思いますか。

授業の中で、重視すべき視点について、「インターネット上に潜む人権侵害などの人権教育の視点」と答えた教職員の割合は31.3%、次いで、「使用上のマナーやモラルなど道徳教育の視点」と答えている教職員が30.2%となっている。6割以上の教職員が、人権教育や道徳教育の視点からの指導を重視すべきだと考えている（図2-3、表2-4）。

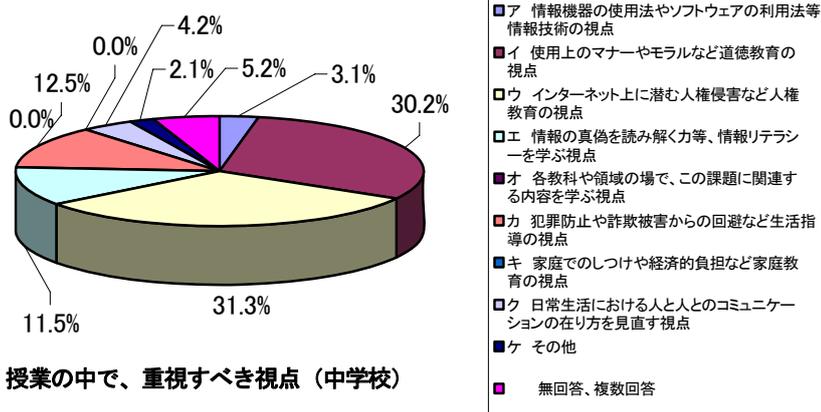


図2-3 授業の中で、重視すべき視点（中学校）

表2-4 授業の中で、重視すべき視点（中学校）

	(名)	(%)
ア 情報機器の使用法やソフトウェアの利用法等情報技術の視点	3	3.1
イ 使用上のマナーやモラルなど道德教育の視点	29	30.2
ウ インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点	30	31.3
エ 情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーを学ぶ視点	11	11.5
オ 各教科や領域の場で、この課題に関連する内容を学ぶ視点	0	0
カ 犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点	12	12.5
キ 家庭でのしつけや経済的負担など家庭教育の視点	0	0
ク 日常生活における人と人とのコミュニケーションの在り方を見直す視点	4	4.2
ケ その他	2	2.1
無回答、複数回答	5	5.2

4 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うにあたって、不安があるとすればどのようなことですか。

「指導をするだけの知識がない」と答えた教職員の割合は46.3%、次いで「指導を行った経験がない」、「適切な教材がない」が、それぞれ12.8%となっている。7割以上が、知識や教材の不足、指導経験のなさを不安材料にあげている。

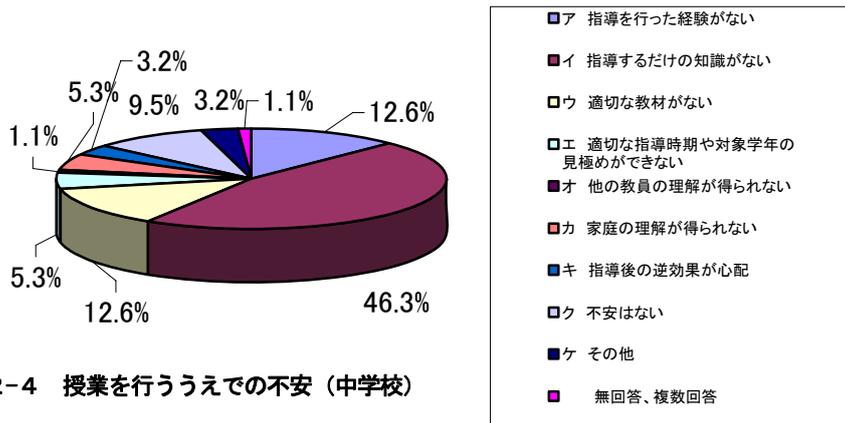


図2-4 授業を行ううえでの不安（中学校）

表2-5 授業を行ううえでの不安（中学校）

	(名)	(%)
ア 指導を行った経験がない	12	12.6
イ 指導するだけの知識がない	44	46.3
ウ 適切な教材がない	12	12.6
エ 適切な指導時期や対象学年の見極めができない	5	5.6
オ 他の教員の理解が得られない	1	1.1
カ 家庭の理解が得られない	5	5.3
キ 指導後の逆効果が心配	3	3.2
ク 不安はない	9	9.5
ケ その他	3	3.2
無回答、複数回答	1	1.1

5 あなたは、インターネットや携帯電話等の利用に関して、どのような指導を行ったことがありますか。

「インターネットによる情報収集の方法についての指導」との回答した教職員が42名であり、次いで、「個人情報とプライバシーの保護についての指導」が31名となっている。そして、「出会い系サイトの危険性についての指導」が30名、「情報の発信者としての責任と配慮」が20名となっている（図2-5）。

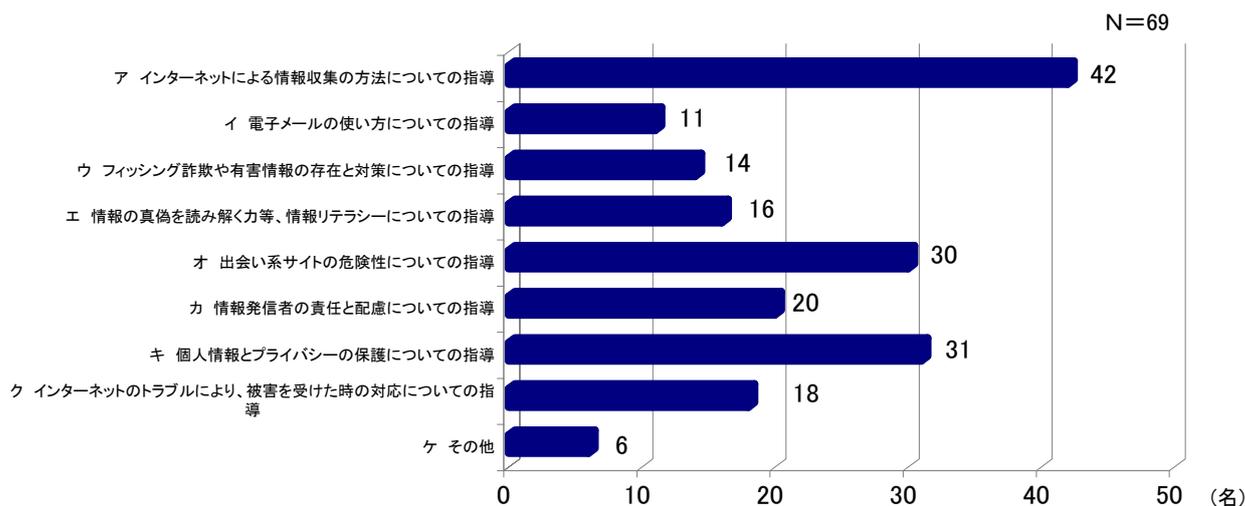


図2-5 どのような指導を行ったことがあるか (中学校)

6 インターネットや携帯電話等に関して、指導を行ううえで困っていることはありますか。また、指導を行ううえで、どのような資料集があればよいと思われますか等、要望を記入してください。

「指導を行ううえで、困っていること」については、14名の記述があった。その中には、「自分自身の知識がないので、指導が難しい」「内容を深める指導ができない」「子どもの利用等、現状を知らなすぎる」といった意見が多く、「知識不足」といった意見が8名あった。次いで、「トラブルやマナーに関して、保護者の理解が難しい」といった「家庭と学校との考え方のズレによる指導の難しさ」をあげる意見が4名であった。その他、「書き込み者の特定の難しさ」や「携帯電話を持っている生徒といない生徒の格差」に対する指導の難しさを記入している意見があった。

「ケータイ・ネット」に関する資料集の要望については、29名の記述があった。その分類について、表3-6に示した。「指導事例・実践例を知りたい」、「指導案形式の資料集がほしい」という回答が、それぞれ6名であった。

表2-6 「ケータイ・ネット」に関する資料集の要望 (中学校)

分類	主な記述	(名)
系統的な資料集	小学校3年生から中学校3年生までを見通したカリキュラムが必要。教える教材の配置等がわかる資料。	2
基本的な知識を学ぶことができる資料集	生徒にもわかりやすい資料やパンフレット。	3
対処方法を学ぶことができる資料集	自分の身を守るためのマニュアルがほしい。	3
体験ソフト・DVDの資料集	危険を実感できるビデオ、パワーポイント。ロールプレイのソフトがほしい。	3
指導事例・実践例を知りたい	事例をテキスト化したものがあるとよい。教員の実践事例集がほしい。	6
指導案形式の資料集	各教科を関連させていく必要がある。人権教育資料集の続編がほしい。指導案やワークシートがほしい。	6
保護者に対する理解・啓発	家庭と連携していくために、働きかけのできる資料(啓発パンフレット等)	3
その他	教師自身も学べる資料がほしい等。	3

学校のことで、あなたが知っている範囲でお答えください。

1-1 あなたの学校で、子どもたちのインターネットや携帯電話等の利用実態に関して、ア〜クのような事例を知っていますか。

学校への携帯電話の持ち込みを見た(携帯電話の校内の持ち込みを禁止している)が55名であり、次いで、「メールや掲示板に起因するいじめや暴力等のトラブルがあった」が43名であった。そして、「授業中に携帯電話を使用しているのを見た」が27名。インターネット上で起こっていることについて、子どもから相談を受けた」が22名であった(図2-6)。

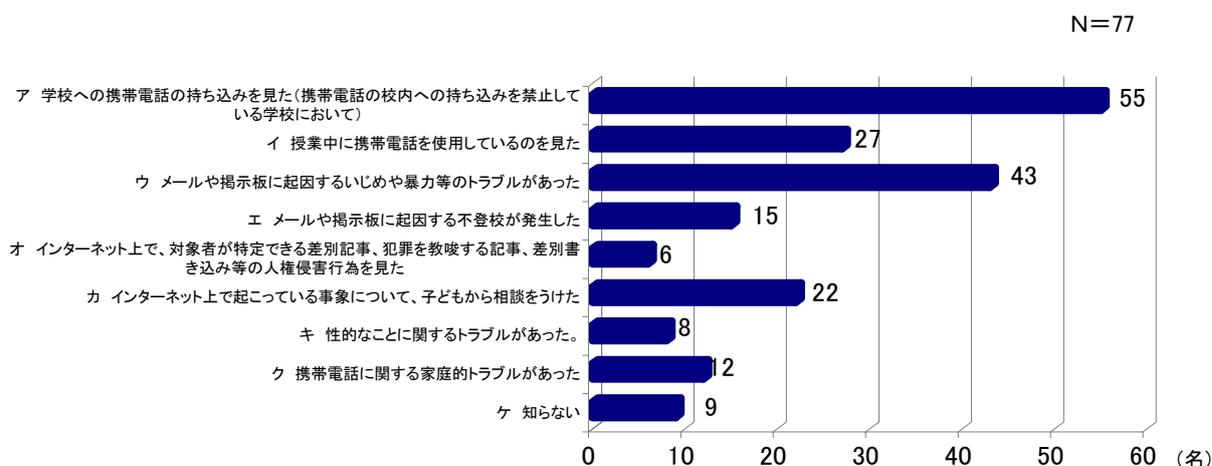


図2-6 勤務校におけるケータイ&ネットの利用に関するトラブルの事例(中学校)

1-2 1-1で選んだ事例の中で、学校で対応したケースについて、その内容を記入してください。

表2-7 「ケータイ・ネット」の課題に対する対応(中学校)

分類	主な記述	(名)
携帯電話の持ち込み及び使用に対する指導	「家庭への働きかけも併せて、校内では使用しないように指導した」「預かり指導をした」「担任による個別指導をした」「全校集会」「家庭への連絡」「全校対象のアンケートの実施」等。	7
ネット上のトラブルに対する指導	「書き込みに対するトラブルあり。生徒が特定できたので、個人指導と家庭連絡指導」「校長室で、管理職による指導、家庭指導」等。	3
メールによるトラブルに対する指導	「写メールで撮られた写真がまわされる。個人指導」「個人指導」「学級指導」「学年団で対応」「全校集会」「保護者との面談」「道徳、人権の授業」等。	10
その他	「携帯電話の預かりについて、保護者の理解が得られなかった」トラブルの実態の記述等、特に対応の記載はなし。	7

「メールによるトラブルに対する指導」が12名であり、次いで、「携帯電話の持ち込みに対する指導」が7名であった。そして、「ネット上のトラブルに対する指導」3名であった。

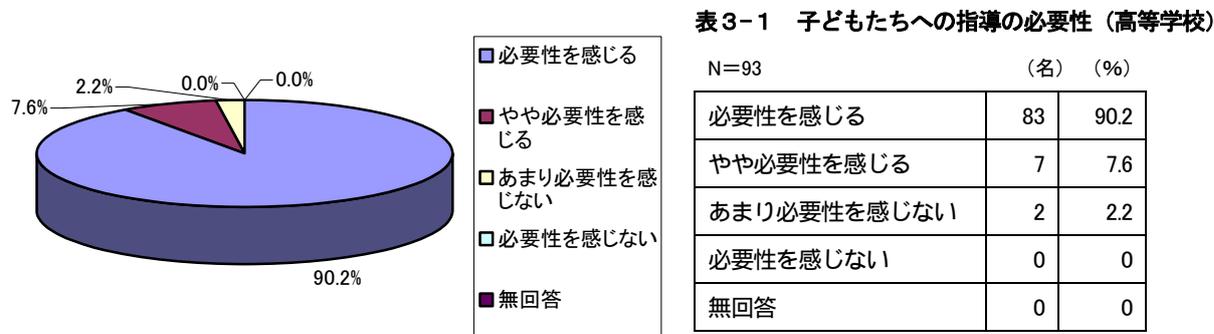
主な対応は、生徒に対する個別指導、学級全体での指導に加えて、学年団で対応している。管理職が指導にあたっているケースもあった。保護者との連携にも取り組んでいる。

ウ 高等学校教職員に対する調査結果

あなた自身のお考えをお尋ねします。

1-1 インターネットや携帯電話等の利用に関して、子どもたちへの指導の必要性をどう感じますか。

「ケータイ・ネット」の利用に関して、子どもたちへの指導の必要性に関して、「必要性を感じる」及び「やや必要性を感じる」と回答した割合は、教職員全体の97.8%であった。



1-2 子どもたちへの指導の必要性の理由を教えてください。

指導の「必要性を感じる」及び「必要性を感じない」理由について、記述式で回答を求めた。93名中63名(67.7%)の教職員が、その理由を記入した。理由について、カテゴリー別に分類した(表3-2)。

「犯罪防止や詐欺被害等、ネットの危険性」をあげている教職員が、16名であった。次いで、「ケータイ・ネット」の活用方法(リテラシーの育成)をあげる教職員が9名。「ルールづくりの必要性」が8名であった。

また、「必要ない」という理由については、1名の記述があった。「コミュニケーション手段は他にあるから」という回答であった。

表3-2 子どもたちへの指導の必要性を感じる理由（高等学校）

分 類	主な記述	(名)
犯罪防止や詐欺被害等、ネットの危険性	ネットやケータイによる子どもたちを取り巻く事件が多い。犯罪の危険性。	16
ケータイやネットにかかわる人権侵害	ケータイやネットを利用したいじめや書き込み等による人権侵害があるから。	5
今の子どもたちの現状から	彼らを取り巻く環境としてあたりまえになっているから。	3
ルールづくりの必要性	ルールを教えないでツールを与えている現状があるから。	8
ケータイやネットの正しい活用方法(リテラシーの育成)	与えられるだけの情報は危険である。情報を取捨選択できる力を付ける。	9
ケータイやネットに関するリスクの指導の必要性	マイナス面や危険性を何も知らずに安易に使用している現状から、子どもに伝えていくことの必要性から。	5
情報収集には役立つ	調べ学習に必要。これからの時代には不可欠なツールではないか。	2
家庭教育力の低下	子どもだけではなく、親への指導も必要である。	3
コミュニケーションの必要性	情報が入り乱れている。フィルタリングの必要性。使い方において個人で気を付けていかねばならない。	4

(注)一人の回答者が、2つ以上の分類に跨る理由を記載している場合があり、文中の回答者数と分類表の回答者数は一致しない。

2 インターネットや携帯電話等の利用に関して、中心となって指導する場はどこだと思いますか。

中心になって指導する場として、「家庭」と回答した割合は 59.6%であり、半数以上の教職員が、家庭が中心になって進める必要があると回答している。

複数回答は、「学校」「家庭」「関係機関」等に記入していた。「その他」は、「指導の場を限定できない」という意見があった。

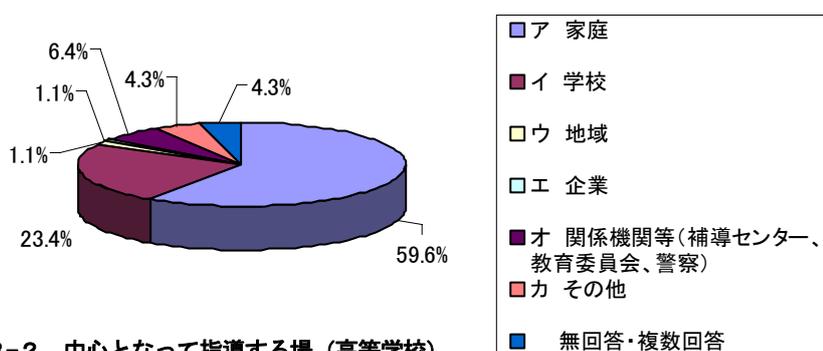


図3-2 中心となって指導する場 (高等学校)

表3-3 中心となって指導する場 (高等学校)

N=96	(名)	(%)
ア 家庭	56	59.6
イ 学校	22	23.4
ウ 地域	1	1.1
エ 企業	1	1.1
オ 関係機関等	6	6.4
カ その他	4	4.3
無回答・複数回答	4	4.3

3 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うとすれば、どのような視点を特に重視すべきだと思いますか。

授業の中で、重視すべき視点について、「使用上のマナーやモラルなど道徳教育の視点」と答えた教職員の割合は 48.4%であり、次いで、「インターネット上に潜む人権侵害などの人権教育の視点」と答えた教職員の割合は 16.8%であった。

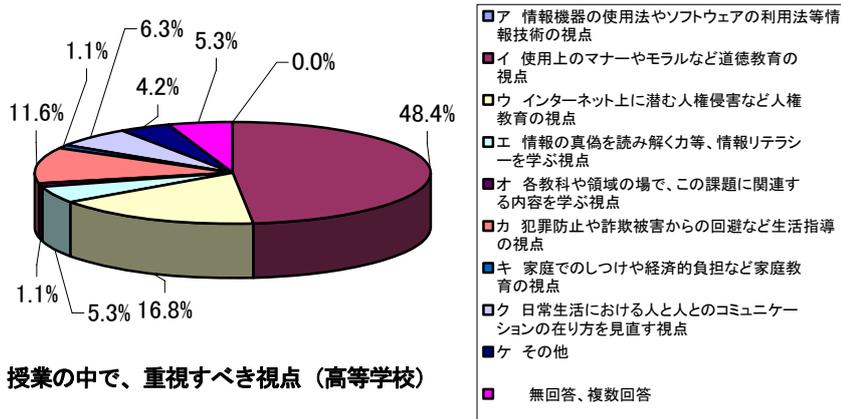


図3-3 授業の中で、重視すべき視点（高等学校）

表3-4 授業の中で、重視すべき視点（高等学校）

	(名)	(%)
ア 情報機器の使用法やソフトウェアの利用法等情報技術の視点	0	0
イ 使用上のマナーやモラルなど道德教育の視点	46	48.4
ウ インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点	16	16.8
エ 情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーを学ぶ視点	5	5.3
オ 各教科や領域の場で、この課題に関連する内容を学ぶ視点	1	1.1
カ 犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点	11	11.6
キ 家庭でのしつけや経済的負担など家庭教育の視点	1	1.1
ク 日常生活における人と人とのコミュニケーションの在り方を見直す視点	6	6.3
ケ その他	4	4.2
無回答、複数回答	5	5.3

4 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うにあたって、不安があるとすればどのようなことですか。

「指導をするだけの知識がない」と答えた教職員の割合は42.4%、次いで「指導を行った経験がない」、「適切な教材がない」が、それぞれ12.0%となっている。7割近くの教職員が、知識や教材の不足、指導経験のなさを不安材料にあげている。

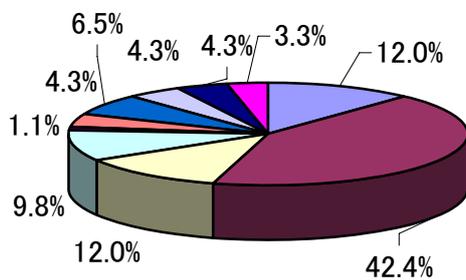


図3-4 授業を行ううえでの不安（高等学校）

- ア 指導を行った経験がない
- イ 指導するだけの知識がない
- ウ 適切な教材がない
- エ 適切な指導時期や対象学年の見極めができない
- オ 他の教員の理解が得られない
- カ 家庭の理解が得られない
- キ 指導後の逆効果が心配
- ク 不安はない
- ケ その他
- 無回答、複数回答

表3-5 授業を行ううえでの不安（高等学校）

N=93	(名)	(%)
ア 指導を行った経験がない	11	12.0
イ 指導するだけの知識がない	39	42.4
ウ 適切な教材がない	11	12.0
エ 適切な指導時期や対象学年の見極めができない	9	9.8
オ 他の教員の理解が得られない	1	1.1
カ 家庭の理解が得られない	4	4.3
キ 指導後の逆効果が心配	6	6.5
ク 不安はない	4	4.3
ケ その他	4	4.3
無回答、複数回答	3	3.3

5 あなたは、インターネットや携帯電話等の利用に関して、どのような指導を行ったことがありますか。

「インターネットによる情報収集の方法についての指導」との回答した教職員が32名であり、次いで、「出会い系サイトの危険性についての指導」が26名であった。そして、「個人情報とプライバシーの保護についての指導」が25名であり、「情報の発信者としての責任と配慮」が21名であった。

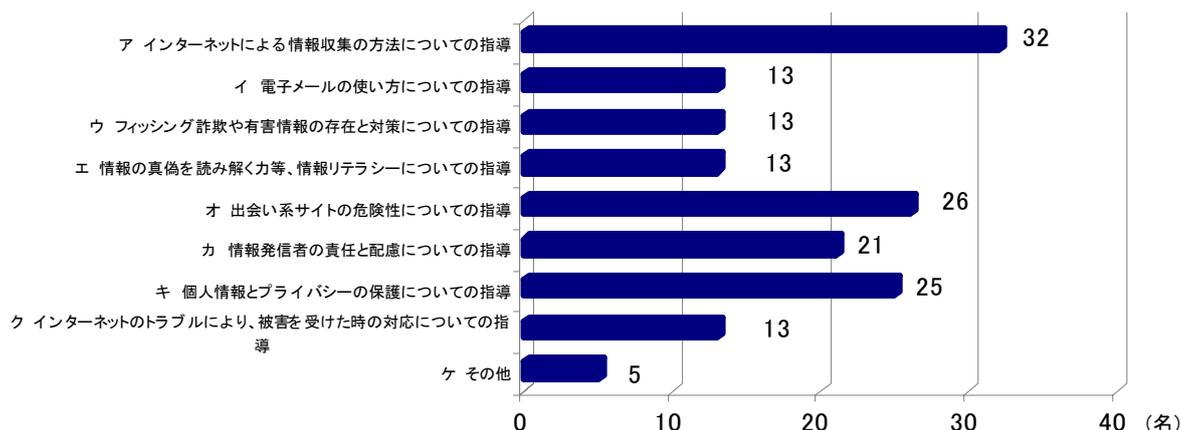


図3-5 どのような指導を行ったことがあるか (高等学校)

6 インターネットや携帯電話等に関して、指導を行ううえで困っていることはありますか。また、指導を行ううえで、どのような資料集があればよいと思われますか等、要望を記入してください。

「指導を行ううえで、困っていること」については、7名の記述があった。その中では、「指導する時間がとれない」という意見が2名、「生徒たちがはるかに詳しい。知識不足を感じる」という意見が2名であった。また、「トラブルの相談が多く、解決できない毎日を送っている。解決できたのはわずかで『悩み』ばかり」、といった意見等もあった。

「ケータイ・ネット」に関する資料集の要望については、24名の記述があった。その分類について、表3-6に示した。「指導事例・実践例を知りたい」という意見が7名であり、次いで、問題を包括的に理解できるような「基本的な知識を学ぶことができる資料集がほしい」という回答が、4名であった。

表3-6 「ケータイ・ネット」に関する資料集の要望 (高等学校)

分類	主な記述	(名)
基本的な知識を学ぶことができる資料集	携帯電話の使い方のマナー集。問題を包括的に理解できる資料。	4
対処方法を学ぶことができる資料集	トラブルになった時の支援方法がわかる。	3
体験ソフト・DVDの資料集	危険を実感できるビデオ、DVD。	2
指導事例・実践例を知りたい	様々な課題を基にした事例。トラブルの実例。ネットの怖さ。	7
指導案形式の資料集	校内で指導を進めていくにあたって統一した指導案等がほしい。	2
保護者に対する理解・啓発	家庭と連携していくために、働きかけのできる資料(啓発パンフレット等)	3
その他	教師自身も学べる資料がほしい等。	3

学校のことで、あなたが知っている範囲でお答えください。

1-1 あなたの学校で、子どもたちのインターネットや携帯電話等の利用実態に関して、ア～クのような事例を知っていますか。

勤務校における「ケータイ・ネット」の利用に関するトラブルの事例について、図3-6に示した。

「授業中に携帯電話をしているのを見た」、「メールや掲示板に起因するいじめや暴力等のトラブルがあった」が、それぞれ63名であった。次いで、「インターネット上で起こっていることについて、子どもから相談を受けた」が29名であった。そして、「学校への携帯電話の持ち込みを見た（携帯電話の校内の持ち込みを禁止している）」が27名である等、学校内での課題が多くなっている。

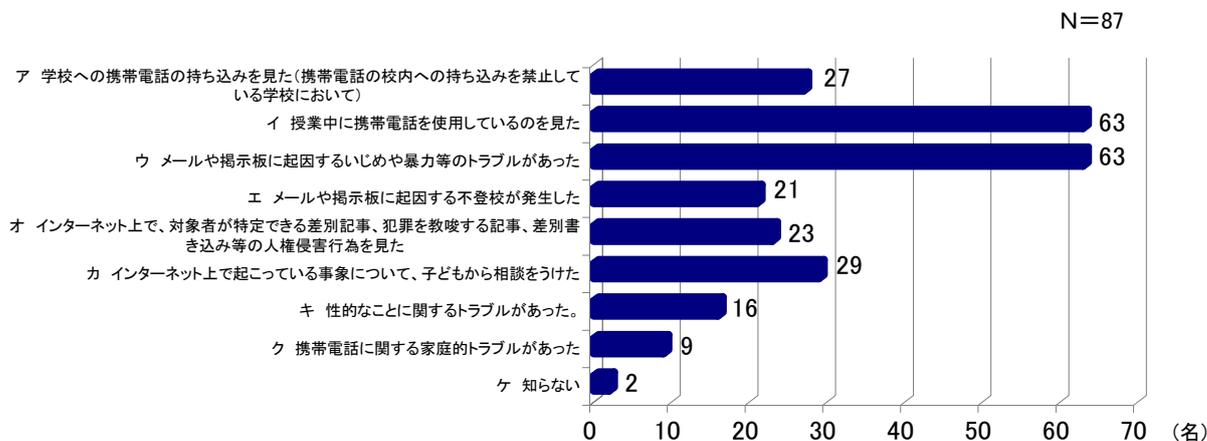


図3-6 勤務校におけるケータイ&ネットの利用に関するトラブルの事例（高等学校）

1-2 1-1で選んだ事例の中で、学校で対応したケースについて、その内容を記入してください。

「携帯電話の持ち込みに対する指導」が12名であり、次いで、「ネット上のトラブルに対する指導」が12名であり、次いで「メールによるトラブルに対する指導」が7名であった。そして、授業中の「携帯電話の使用に対する指導」が6名であった。主な対応は、生徒に対する個別指導、集会での指導を行っている。養護教諭やカウンセラー等の教育相談で支えるケースもあった。

表3-7 「ケータイ・ネット」の課題に対する対応（高等学校）

分類	主な記述	(名)
携帯電話の使用に対する指導	「使用禁止の時間帯を設けた」「預かり指導をした」等。	6
ネット上のトラブルに対する指導	「書き込みが特定できず、集会で呼び掛けた」「本人の指導と併せて、削除要請した」「生徒同士で話し合わせ、家庭にも連絡」等。	12
メールによるトラブルに対する指導	「養護教諭、カウンセラー等の教育相談で支える中で、担任も努力し、不登校の生徒が学校に来られるようになった」「携帯電話の使用方法等の指導」等。	7
その他	「卒業生から相談を受け、指導した」「授業中の携帯電話の使用への個別指導」等。	5

エ 特別支援学校教職員に対する調査結果

あなた自身のお考えをお尋ねします。

1-1 インターネットや携帯電話等の利用に関して、子どもたちへの指導の必要性をどう感じますか。

「ケータイ・ネット」の利用について、子どもたちへの指導の必要性に関して、「必要性を感じる」及び「やや必要性を感じる」と回答した割合は、教職員全体の94.7%であった(図4-1、表4-1)。

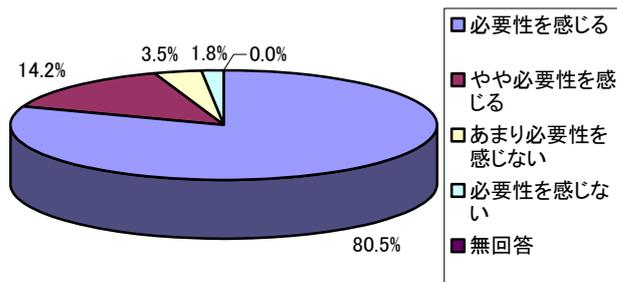


図4-1 子どもたちへの指導の必要性（特別支援学校）

表4-1 子どもたちへの指導の必要性（特別支援学校）

	(名)	(%)
必要性を感じる	91	80.5
やや必要性を感じる	16	14.2
あまり必要性を感じない	4	3.5
必要性を感じない	2	1.8
無回答	0	0

1-2 子どもたちへの指導の必要性の理由を教えてください。

指導の「必要性を感じる」及び「必要性を感じない」理由について、記述式で回答を求めた。113名中69名(61.1%)の教職員が、その理由を記入しており、この課題に関する関心の高さがうかがわれる。そこで、その理由について、カテゴリー別に分類した(表4-2)。

「ケータイ・ネット」におけるリテラシーの育成を含めて、『ケータイ・ネット』の正しい活用方法(リテラシーの育成)をあげる教職員が17名であり、次いで、「犯罪防止や詐欺被害等、ネットの危険性」をあげている教職員が16名であった。そして、「ケータイ・ネット」が子どもの身近な生活に入り込んでいるという現状等、「今の子どもたちの現状から」を理由としてあげる教職員が13名であった。

表4-2 子どもたちへの指導の必要性を感じる理由（特別支援学校）

分類	主な記述	(名)
犯罪防止や詐欺被害等、ネットの危険性	ネットやケータイによる子どもたちを取り巻く事件が多い。犯罪の危険性。	16
ケータイやネットの正しい活用方法(リテラシーの育成)	与えられるだけの情報は危険である。情報の意味を教える必要あり。	17
今の子どもたちの現状から	ネットやケータイは、日常生活にとってあたりまえになっているから。	13
ケータイやネットに関する人権侵害	生徒同士でメールのやりとりのトラブルがあった。被害者だけではなく、加害者になってしまうという危険性等。	5
ケータイやネットに関するリスクの指導の必要性	便利さの裏側に潜む危険性を知る。何も知らずに安易に使用している現状から、子どもに伝えていくことの必要性から。	5
ルールづくりの必要性	ルールを教えないでツールを与えている現状があるから。	2
情報収集に役立つ	パソコンは調べ学習に必要なだが、ケータイは必要ではない。	5
コミュニケーションの在り方	一つのツールとしての便利さはあるが、子ども同士のコミュニケーションの在り方が気になるから。	3
その他(少数意見)	家庭の問題として。	1

(註)一人の回答者が、2つ以上の分類に跨る理由を記載している場合があり、文中の回答者数と分類表の回答者数は一致しない。

2 インターネットや携帯電話等の利用に関して、中心となって指導する場はどこだと思いますか。

中心になって指導する場として、「家庭」と回答した割合は、57.5%であり、家庭が中心になって進めることが必要であると回答している教職員が多い。

複数回答は、「学校」「家庭」「関係機関」等に記入していた。「その他」は、「指導の場を限定できない」という意見があった(表4-3、図4-2)。

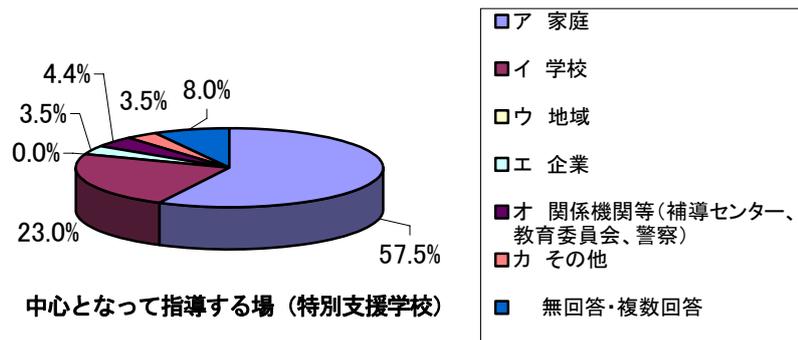


図4-2 中心となって指導する場（特別支援学校）

表4-3 中心となって指導する場（特別支援学校）

	（名）	（％）
ア 家庭	65	57.5
イ 学校	26	23.0
ウ 地域	0	0
エ 企業	4	3.5
オ 関係機関等	5	4.4
カ その他	4	3.5
無回答・複数回答	9	8.0

3 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うとすれば、どのような視点を特に重視すべきだと思いますか。

授業の中で、重視すべき視点について、「使用上のマナーやモラルなど道德教育の視点」と答えた教職員の割合は 25.7%であり、次いで、「インターネット上に潜む人権侵害などの人権教育の視点」と答えた教職員の割合は 23.0%であった。そして、「犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点」が 16.8%であった。

表4-4 授業の中で、重視すべき視点（特別支援学校）

	（名）	（％）
ア 情報機器の使用法やソフトウェアの利用法等情報技術の視点	6	5.3
イ 使用上のマナーやモラルなど道德教育の視点	29	25.7
ウ インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点	26	23.0
エ 情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーを学ぶ視点	17	15.0
オ 各教科や領域の場で、この課題に関連する内容を学ぶ視点	2	1.8
カ 犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点	19	16.8
キ 家庭でのしつけや経済的負担など家庭教育の視点	1	0.9
ク 日常生活における人と人とのコミュニケーションの在り方を見直す視点	4	3.5
ケ その他	3	2.7
無回答、複数回答	6	5.3

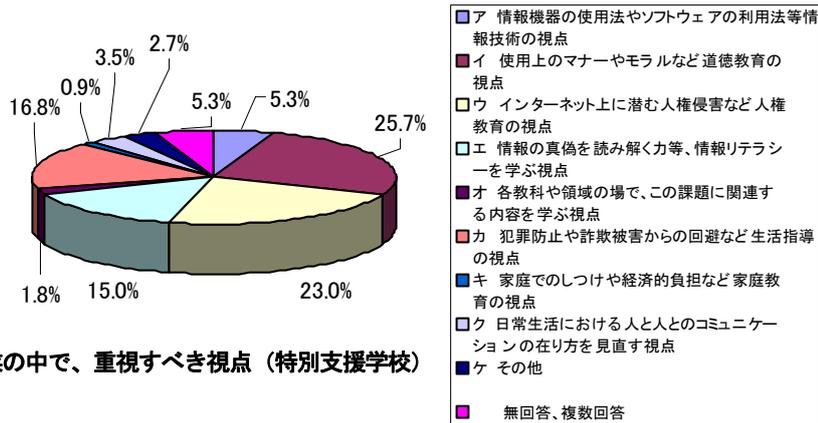


図4-3 授業の中で、重視すべき視点（特別支援学校）

4 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うにあたって、不安があるとすればどのようなことですか。

「指導をするだけの知識がない」と答えた教職員の割合が42.0%であり、次いで「指導を行った経験がない」が17.0%であった。そして、「適切な指導時期や対象学年の見極めができない」が8.9%であり、「適切な教材がない」が8.0%であった。

表4-5 授業を行ううえでの不安（特別支援学校）

	(名)	(%)
ア 指導を行った経験がない	19	17.0
イ 指導するだけの知識がない	47	42.0
ウ 適切な教材がない	9	8.0
エ 適切な指導時期や対象学年の見極めができない	10	8.9
オ 他の教員の理解が得られない	0	0
カ 家庭の理解が得られない	3	2.7
キ 指導後の逆効果が心配	8	7.1
ク 不安はない	8	7.1
ケ その他	2	1.8
無回答、複数回答	6	5.4

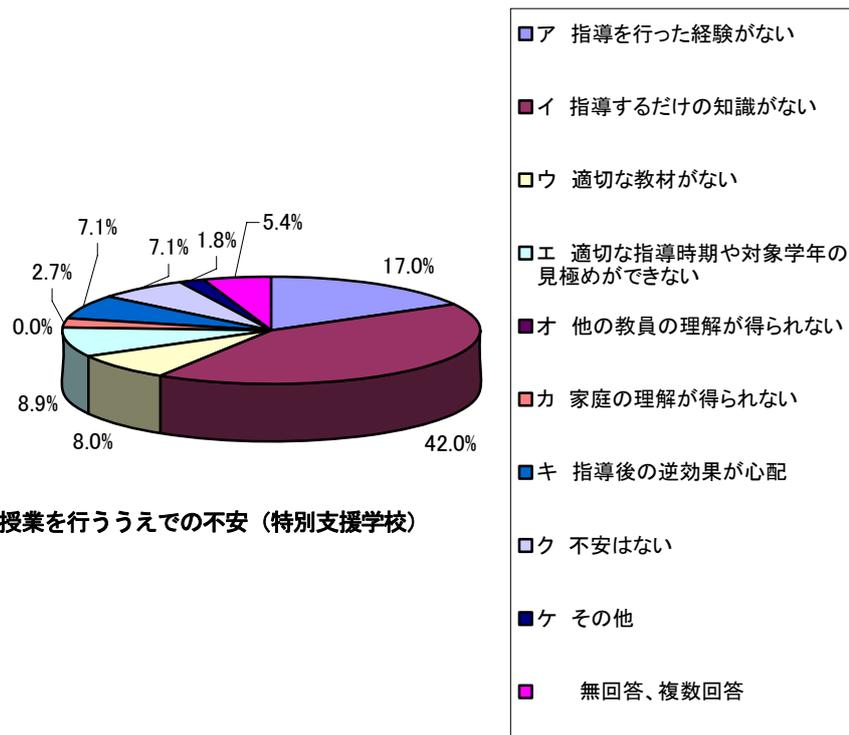


図4-4 授業を行ううえでの不安（特別支援学校）

5 あなたは、インターネットや携帯電話等の利用に関して、どのような指導を行ったことがありますか。

「インターネットによる情報収集の方法についての指導」との回答した教職員が50名であり、次いで、「出会い系サイトの危険性についての指導」が22名であった。そして、「電子メールの使い方についての指導」が12名であった。「その他」が14名であり、「指導したことがない」という回答もあった。

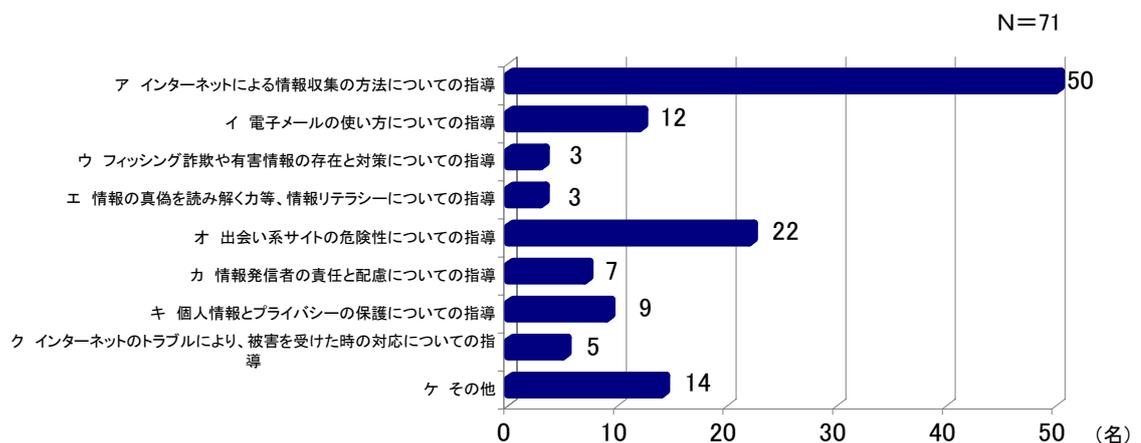


図4-5 どのような指導を行ったことがあるか（特別支援学校）

6 インターネットや携帯電話等に関して、指導を行ううえで困っていることはありますか。また、指導を行ううえで、どのような資料集があればよいと思われますか等、要望を記入してください。

「指導を行ううえで、困っていること」については、2名の記述があった。その中では、「どうやっ

たら出会い系サイトを見られるのか、自分が知らない」、「特別支援学校では、情報を専門とする教員がいない」といった意見あった。

「ケータイ・ネット」に関する資料集の要望については、31名の記述があった。その分類について、表4-6に示した。「対処方法を学ぶことができる資料集」が8名であり、「教師自身も学べる資料集」、「基本的な知識を学ぶことができる資料集」が、それぞれ5名であった。

表4-6 「ケータイ・ネット」に関する資料集の要望（特別支援学校）

分類	主な記述	(名)
教師自身も学べる資料集	自分自身も学びながら、指導できる資料集。	5
基本的な知識を学ぶことができる資料集	教師がネットやケータイを使いこなせなくても、わかるような教材。あまり詳しくない人でも考えていけるような資料。	5
対処方法を学ぶことができる資料集	実際に起こったトラブルに対する対処方法を学ぶことができる。	8
指導事例・実践例を知りたい	県外の特別支援学校の実践例や情報がほしい。実例や事例に基づいた資料。	4
指導案形式の資料集	実際に問題になっていることに関して、具体的な指導例、留意事項のある資料があるとよい。	2
保護者に対する理解・啓発	子どもにケータイを持たせるだけで、親が携帯電話について知らなさすぎる。	2
その他	体系的な教師自身も学べる資料がほしい。フィルタリング等。	5

学校のことで、あなたが知っている範囲でお答えください。

1-1 あなたの学校で、子どもたちのインターネットや携帯電話等の利用実態に関して、ア～クのような事例を知っていますか。

「知らない」と回答した教職員が29名が多かった。次いで、「学校への携帯電話の持ち込みを見た（携帯電話の校内の持ち込みを禁止している）」が17名であり、「授業中に携帯電話を利用しているのを見た」が15名。「メールや掲示板に起因するいじめや暴力等のトラブルがあった」が、9名であった。特別支援学校においても「ケータイ・ネット」の課題が皆無ではないことが示された（図4-6）。

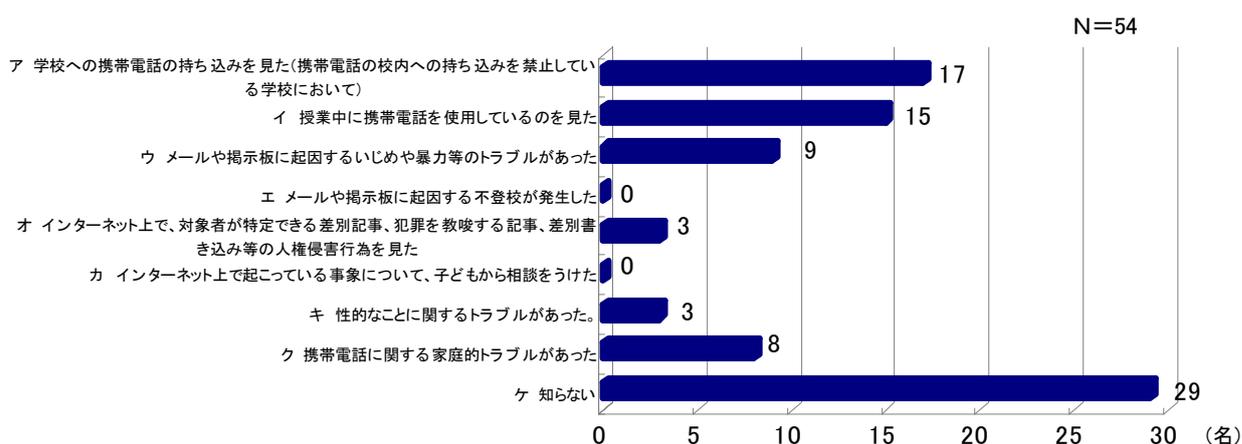


図4-6 勤務校における「ケータイ・ネット」の利用に関するトラブルの事例（特別支援学校）

1-2 1-1で選んだ事例の中で、学校で対応したケースについて、その内容を記入してください。

表4-7 「ケータイ・ネット」の課題に対する対応（特別支援学校）

分類	主な記述	(名)
携帯電話の持ち込みに対する指導	「家庭と連絡を取り指導した」「登校後は預かるようにした」等。	3
ネット上のトラブルに対する指導	「掲示板に実名を書き込み、サイトから連絡があり、指導した」「有料サイトからの利用請求。警察や家庭で対応した」	2
メールによるトラブルに対する指導	「言葉でいじめの電話あり、電話番号を変えた」「事実ではないことをメールで広め、友だちを傷付けるケースあり。生徒に対してマナーやモラルの指導を行った」等。	5
その他	「携帯電話の使用料金に関する指導」「寄宿舎生と通学生の対応の統一」「携帯電話の音楽プレイヤーとしての利用」	3

「メールによるトラブルに対する指導」が5名であり、次いで、「携帯電話の持ち込みに対する指導」が3名であった。そして、「ネット上のトラブルに対する指導」が、2名であった。主な対応は、生徒に対する個別指導を行っている。担任が指導にあたっていると思われるケースが多く、保護者と連携して取り組んでいる。

(2) 考察

本紀要では、高知県内の小中学校及び高等学校・特別支援学校の教職員を対象にケータイとネットにかかわる現状と課題を把握するための調査と分析を行い、今後の「学習指導に関する研究」や「人権侵害への具体的な対応に関する研究」の方向付けを行うことを目的とした。

調査は、高知県心の教育センターが企画・実施した講座や校内研修の中で、協力してもらった教職員を対象にした調査であり、県内の各地域、各学校から、計画的にサンプル数を決定したのではなく、高知県全体の実態を把握するものではない。しかし、各校種の教職員から、一定数の回答を得たことで、高知県内における「ケータイ・ネット」に関する現状の一端を知ることができたことは成果であり、今後の取組に生かすことのできる基礎資料を得ることができたと考えている。

ここでは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における各校種の特徴や校種間の比較を行い、関連性を中心に考察していきたい。

ア 「ケータイ・ネット」に関する指導の必要性について

「ケータイ・ネット」に関する子どもたちへの指導の必要性について、「必要性を感じる」及び「やや必要性を感じる」と回答した割合は、小学校教職員が95.2%であり、中学校教職員は99.0%であった。そして、高等学校教職員が97.8%であり、特別支援学校教職員は94.7%であった。すべての校種において9割を超え、何らかの指導の必要性を感じる教職員が多いことが示された（図5-1）。

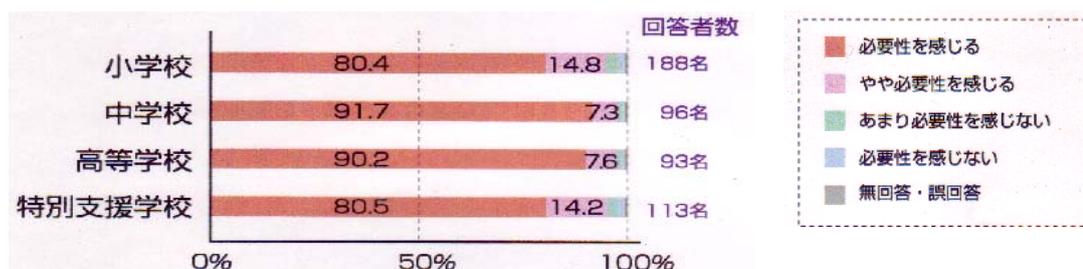


図5-1 子どもたちへの指導の必要性（全校種）

また、「指導の必要性を感じる」及び「指導の必要性を感じない」理由についても、記述式で回答を求めた。小学校教職員は64.6%、中学校教職員は70.7%、高等学校教職員は67.7%、特別支援学校教職員は61.1%の割合で、その理由を記入していた。

記入されて理由を基に、子どもたちへの指導の必要性を感じるという理由をカテゴリ別に分類した。各校種における上位の項目を一覧表に示した（表5-1）。

表5-1 子どもたちへの指導の必要性を感じる理由（全校種）

順位/校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1位	犯罪や詐欺等、ネットの危険性	犯罪や詐欺等、ネットの危険性	犯罪や詐欺等、ネットの危険性	リテラシーの育成
2位	リテラシーの育成	ケータイやネットにかかわる人権侵害	リテラシーの育成	犯罪や詐欺等、ネットの危険性
3位	今の子どもたちの現状	今の子どもたちの現状	ルールづくりの必要性	今の子どもたちの現状
4位	ケータイやネットに関する人権侵害	ケータイやネットの正しい活用方法	ケータイやネットに関する人権侵害	ケータイやネットに関する人権侵害
5位	リスク指導の必要性	リスク指導の必要性	リスク指導の必要性	情報収集に役立つ リスク指導の必要性

各校種共通して、「犯罪や詐欺等、ネットの危険性」や「リテラシーの育成」を、その理由としてあげている教職員が多かった。特に、「犯罪や詐欺等、ネットの危険性」を感じるという理由から、「指導の必要性」を感じるという理由が、小学校、中学校、高等学校の教職員は、第1位であった。これは「子どもたちが被害者にならないように」という視点で記入されているものと考えられる。次いで、『ケータイ・ネット』に関する正しい活用法をきちんと学ぶ必要があるのではないかという「リテラシーの育成」を理由としてあげている教職員が多かった。これは、知識を学ぶことで、被害者の視点だけではなく、加害者をつくらぬ指導の必要性があると教職員が考えているためではないだろうか。

今回の調査から、教職員は、「ケータイ・ネット」の課題について、被害、加害の両面からのアプローチの重要性を感じていることが示された。

イ 中心になって指導を行う場

「指導の必要性を感じる」という教職員の割合は高かったが、「指導を行う場」は、「家庭」と答えた教職員の割合は、各校種ともに高かった。全校種の「中心になって指導を行う場」の順位を次ページ表5-2に示す。

表5-2 中心になって指導を行う場（全校種）

順位/校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1位	家庭(58.7%)	家庭(61.5%)	家庭(59.6%)	家庭(57.5%)
2位	学校(25.9%)	学校(18.8%)	学校(23.4%)	学校(23.0%)
3位	企業(5.3%)	関係機関等(5.2%)	関係機関等(6.4%)	関係機関等(4.4%)

すべての校種において、第1位が「家庭」であり、次いで「学校」の順になっていた。3位について、小学校では「企業」と回答している教職員が続くが、その他の校種は、「関係機関等」と回答している。このことから、小学校では、子どもを有害情報から守るためにも、フィルタリングの強化等、企業の取組の必要性を感じる教職員が多いのではないだろうか。また、中学校や高等学校の記述欄の回答から、「学校や家庭だけの指導では限界がある。様々な関係機関との連携した指導の必要性を感じる」という記述が随所に見られた。

集計から、各校種における約6割が「ケータイ・ネット」の指導は、「家庭」が中心となって進めるべきであると考えていることが示された。昨年度に実施した高知市の中学校教職員を対象に実施した調査(4)では、「学校」が1割(9.3%)、「家庭」が8割(79.5%)という割合であり、「家庭」が中心となって進めるべきだという結果が示されている。

調査対象が異なるので、単純比較はできないが、指導の中心は、「家庭」という意識はあるが、現実問題として、学校での指導を何とかしなければと感じる教職員が増えつつあるのではないかと考えられる。

ウ 「ケータイ・ネット」の指導について

「授業の中で、重視すべき視点」として、小学校及び中学校の教職員は、「インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点」と答えた教職員の割合が高い。そして、高等学校及び特別支援学校の教職員は、「使用上のマナーやモラルなど道徳教育の視点」と答えた教職員の割合が高くなっている(表5-3)。

表5-3 授業の中で重視すべき視点（全校種）

順位/校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1位	インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点	インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点	使用上のマナーやモラルなど道徳教育の視点	使用上のマナーやモラルなど道徳教育の視点
2位	使用上のマナーやモラルなど道徳教育の視点	使用上のマナーやモラルなど道徳教育の視点	インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点	インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点
3位	情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーを学ぶ視点	犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点	犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点	犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点
4位	犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点	情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーを学ぶ視点	日常生活における人と人とのコミュニケーションの在り方を見直す視点	情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーを学ぶ視点
5位	日常生活における人と人とのコミュニケーションの在り方を見直す視点	日常生活における人と人とのコミュニケーションの在り方を見直す視点	情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーを学ぶ視点	情報機器の使用法やソフトウェアの利用法等情報技術の視点

すべての校種ともに、この2つの視点が上位を占めており、小学校が全体の62.4%の割合で、中学校が61.5%である。そして、高等学校が65.2%で、特別支援学校が48.7%となっている。特別支援学校については、他校種に比べると、全体に占める割合は低くなっているが、その他

の校種においては、6割以上の教職員が、『ケータイ・ネット』の問題の指導を考えるにあたり、道徳教育や人権教育の視点を重視したい」と考えている。

ただ、今回の調査対象は、心の教育センターが実施する研修会等に、参加された教職員に協力してもらったので、「人権教育」や「道徳教育」に対する「関心が高い」と想定される教職員が多いことを、差し引いて考える必要がある。

「ケータイ・ネット」の指導に関する「授業を行ううえでの不安」（表5-4）と、今までに「どのような指導を行ったことがあるか」（表5-5）について、各校種の教職員からの回答を示す。

表5-4 授業を行ううえでの不安（全校種）

順位/校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1位	指導するだけの知識がない	指導するだけの知識がない	指導するだけの知識がない	指導するだけの知識がない
2位	適切な教材がない	指導を行った経験がない	指導を行った経験がない	指導を行った経験がない
3位	指導を行った経験がない	適切な教材がない	適切な教材がない	適切な指導時期や対象学年の見極めができない
4位	適切な指導時期や対象学年の見極めができない	不安はない	適切な指導時期や対象学年の見極めができない	適切な教材がない

表5-5 どのような指導を行ったことがあるか（全校種）

順位/校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1位	インターネットによる情報収集の方法についての指導	インターネットによる情報収集の方法についての指導	インターネットによる情報収集の方法についての指導	インターネットによる情報収集の方法についての指導
2位	個人情報とプライバシーの保護についての指導	個人情報とプライバシーの保護についての指導	出会い系サイトの危険性についての指導	出会い系サイトの危険性についての指導
3位	電子メールの使い方についての指導	出会い系サイトの危険性についての指導	個人情報とプライバシーの保護についての指導	電子メールの使い方についての指導
4位	出会い系サイトの危険性についての指導	情報発信者の責任と配慮についての指導	情報発信者の責任と配慮についての指導	個人情報とプライバシーの保護についての指導

「授業を行ううえでの不安」の理由について、全校種に共通して、「指導をするだけの知識がない」と答えた教職員の割合が高く、小学校は38.3%で、中学校は46.3%である。そして、高等学校は42.4%で、特別支援学校は42.0%であった。さらに、「指導を行った経験がない」、「適切な教材がない」を含むと、6割以上が知識や教材の不足を不安材料にあげている。しかし、中学校では、授業を行ううえでの「不安はない」という回答している教職員も少なくない。「どのような指導を行ったことがあるか」という指導経験に関する質問に対して、ほとんどの項目を選択し、記入している教職員もいた。

「ケータイ・ネット」の指導に関して、経験のある指導として、「インターネットによる情報収集の方法についての指導」という回答が、各校種に共通して多かった。次いで、「出会い系サイトの危険性についての指導」や「個人情報とプライバシーの保護についての指導」が多かった。この結果から、各校種に共通して、調べ学習については、指導経験がある教職員が多いものの、「その他の指導」の経験は、少ないことが示された。ただ、中学校や高等学

校においては、「出会い系サイトの危険性についての指導」、「個人情報とプライバシーの保護についての指導」の経験がある教職員が3割いた。

しかし、「ケータイ・ネット」の課題の当事者として苦しんでいる児童生徒がいる。調査の分析を行う中で、このような児童生徒に対応している教職員の存在も確認できた。中学校では、授業を行ううえで「不安はない」と、回答している教職員がいた。指導を行ううえでの不安を感じていない教職員に対して、「どのような指導を行ったことがあるか」という指導経験を問う質問との関連を調べた。「不安はない」と回答した背景として、「有害情報の存在と対策についての指導」、「情報リテラシーに関する指導」、「情報発信者の責任と配慮に関する指導」や「ネットのトラブルにより、被害を受けた時の対応」等の「指導経験がある」と回答している教職員がおり、この課題に対して、学校の中で中心的に取り組んでいるのではないかと思われる。

文部科学省(2008)は、平成21年度から実施する新学習指導要領の総則—小学校編—の「指導計画の作成等に当たっての配慮事項」の中で、「情報教育の充実」に関する内容を明文化し、取組を推進している(11)。そこでは、「各教科等において、基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動の充実」が示されている。また、その具体として、「道徳」あるいは、「総合的な学習の時間」に配慮事項を示している(表5-5)。

表5-5 新学習指導要領の内容(情報教育関連の主なもの)—小学校編—

<p>総則</p>	<p>指導計画作成に当たっての配慮事項</p> <p>各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。</p> <p>※「小学校学習指導要領解説 総則編 平成20年8月」,pp.67-69.</p>
<p>道徳</p>	<p>指導に当たっての配慮事項</p> <p>児童の発達の段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。</p> <p>※「小学校学習指導要領解説 総則編 平成20年8月」,pp.97-98.</p>
<p>総合的な 学習の時間</p>	<p>内容の取扱いについての配慮事項</p> <p>情報に関する学習を行う際には、問題解決や探究活動に取り組むことを通して、情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。</p> <p>※「小学校学習指導要領解説 総則編 平成20年3月 告示」,pp.110-111.</p>

また、同年に実施される中学校においても、「情報教育の充実」が示されている(12)。

表5-6 新学習指導要領の内容（情報教育関連の主なもの）－中学校編－

<p>総則</p>	<p>指導計画作成に当たっての配慮事項</p> <p>各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用するための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。</p> <p>※「中学校学習指導要領解説 総則編 平成20年9月」,pp.68-70.</p>
<p>技術・家庭 [技術分野]</p>	<p>D 情報に関する技術</p> <p>(1) 情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。</p> <p>ア コンピュータの構成と基本的な情報処理の仕組みを知ること。</p> <p>イ 情報通信ネットワークにおける基本的な情報利用の仕組みを知ること。</p> <p>ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。</p> <p>エ 情報に関する技術の適切な評価・活用について考えること。</p> <p>(2) デジタル作品の設計・制作について次の事項を指導する。</p> <p>ア メディアの特徴と利用方法を知り、製作品の設計ができること。</p> <p>イ 多様なメディアを複合し、表現や発信ができること。</p> <p>(3) プログラムによる計測・制御について、次の事項を指導する。</p> <p>ア コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みを知ること。</p> <p>イ 情報処理の手順を考え、簡単なプログラムが作成できること。</p> <p>※「中学校学習指導要領解説 総則編 平成20年3月 告示」,pp.99-100.</p>
<p>道徳</p>	<p>指導に当たっての配慮事項</p> <p>生徒の発達の段階や特性等を考慮し、道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。</p> <p>※「中学校学習指導要領解説 道徳編 平成20年9月」,pp.102-103.</p>

このように平成21年度から、実施される新学習指導要領によると、特定の教科や領域だけで、情報教育の指導を行えばよいというのではなく、すべての教科や領域等で指導に当たることの必要性が示されている。つまり、「ケータイ・ネット」にかかわる情報モラルに関する内容を、自身が担当する教科の中で実施することが求められている。

中村(2007)は、「携帯電話など子どもたちを取り巻く情報環境に起因する問題を目の当たりにして、情報モラルについて指導していく必要性を感じる教師は多い。しかし情報技術に関する専門的な知識がないなどの理由から、実践に踏み切ることが躊躇する教師も多いと聞く」と述べている。そして、専門的な知識がなくても、教師であれば誰もが情報モラルを指導できるように、キーワードを「日常生活」におき、「普通教室で指導できる」情報モラルの授業を提案している。「日常生活を扱う授業場面と素材の教材化の関係」ととらえ、「道徳」、「教科の時間」、「技術・家庭科（技術分野）の時間」、「総合的な学習の時間」、「特設の時間」等、各授業のねらい達成と扱うモラルの関係の組み込み方の例を示し

ている(13)。

また、国立教育政策研究所教育課程研究センターの有元(2008)も、「ネットいじめの原因は、子どもたちのコミュニケーション不全にある」という仮説を立て、ネットいじめに対して、言葉の暴力をなくし、子どもたちのコミュニケーションを改善することからアプローチを示している。そして、情報教育だけのアプローチではなく、「言語力の育成」、「ソーシャルスキル」、「アサーション」、さらに「国語教育」からのアプローチを示している(14)。

さらに、中村(2007)は、義務教育の目的を誰にも必要な素養を身に付ける人格形成であるとし、セキュリティ学習と併せて、「なぜ」を学ぶことの必要性を述べている。「十分な情報を持たずに近づくと、知らず知らずに加害者になったり、大きな被害を被ることになるため、緊急避難的に安全指導として押さえる必要はある。-中略-そこで、流行している現象は扱うが、主体的な判断の根拠となるインターネットやコンピュータの特質の理解を取り入れ、最終的に、『なぜ』『だから』『どうしたらよいだろう』と児童生徒自らが考え、情報化社会で主体的に対応できる考え方や態度が身に付くようにすることが大切になる」(13)と述べている。このような「なぜ」「だから」「どうしたらよいだろう」ということについて、事例を通して考えることにより、具体の行動化につながる可能性を示唆している。

文部科学省(2008)が示している「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」の中でも、述べられているように、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」という人権教育の視点をもとに児童生徒に考えさせることが必要である(15)。

例えば、児童生徒が「ケータイ・ネット」を使用するとき、「自分を大切にすること」の意味を具体的に考えさせたい。「自分を大切にすること」とは、見知らぬ人や不特定多数の人に不用意に自分の名前や住所を教えないことや、安易な誘いに乗らないことがあげられる。そして、自分を守るという視点からも、きちんとした判断力を身に付けることが必須である。さらに、「他の人も大切にすること」とは、どんな行為が相手を傷付けてしまうかを考えて行動できることである。「ケータイ・ネット」に関する問題を考えるときに、自分が被害者になることばかりではなく、相手に対する苛立ちや不満をネットに書き込むことで、加害者になってしまうこともあることを理解させたい。

また、「ネット掲示板」などを見て、「これはおかしいんじゃないか」と立ち止まって考え、この内容は「不快」だと思えるような感性をはぐくむことも大切である。教職員は、このような感性を、日々の学習や学校生活の中で、はぐくむ役割を担っていることを意識して取り組むことが必要である。

エ 「ケータイ・ネット」に関する資料集について

「ケータイ・ネット」に関する資料集について、各校種の教職員に意見を聞いた。小学校51名、中学校29名、高等学校24名、特別支援学校31名の各校種の教職員から出された意見を次ページ表5-7に示した。

表5-7 「ケータイ・ネット」に関する資料集の要望（全校種）

(回答者数：名)

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
系統的な資料集 (8)	指導事例や実践例を知る(6)	指導事例や実践例を知る(7)	対処方法を学べる資料集(8)
基本的な知識を学ぶことができる資料集 (8)	指導案形式の資料集 (6)	基本的な知識を学ぶことができる資料集 (4)	教師自身も学べる資料集(5)
対処方法を学べる資料集(7)	基本的な知識を学ぶことができる資料集 (3)	対処方法を学べる資料集(3)	基本的な知識を学ぶことができる資料集 (5)
体験ソフト・DVDの資料集(5)	対処方法を学べる資料集(3)	保護者に対する理解・啓発(3)	指導事例や実践例を知る(4)
メリット・デメリットを学べる資料集 (5)	体験ソフト・DVDの資料集(3)	体験ソフト・DVDの資料集(2)	指導案形式の資料集(2)
指導事例や実践例を知る(5)	保護者に対する理解・啓発(3)	指導案形式の資料集 (2)	保護者に対する理解・啓発 (2)

各校種に共通して、「基本的な知識を学ぶことができる資料集」、「指導事例や実践例を知りたい」、「対処方法を学べる資料集」といった要望が多かった。

「基本的な知識を学べる資料について」は、「児童・生徒にわかりやすい内容の資料」やこの問題について、あまり詳しくない人にとっても「分かりやすい資料」を要望する教職員が多かった。具体的に「この問題について、授業で使える児童・生徒用のパンフレットがほしい」という要望もあった。そして、特別支援学校では、この問題について、「教師自身も学ぶことができる資料集がほしい(5名)」という要望があった。

「指導事例や実践例を知りたい」は、中学校、高等学校で特に多く要望が出されていた。「事例から考えることのできる学習例をテキスト化してもらいたい」といった要望や「授業の中で、教員が行った授業に基づく実践事例集」、「トラブルの実例から学ぶことができる。ネットの怖さを伝えられる事例がほしい」といった要望が出されていた。

「対処方法を学べる資料集」は、「ネットいじめに対する対応や書き込み削除等、具体的なトラブルになった時の支援方法を知りたい」という要望が多かった。特に特別支援学校では、この要望が一番多かった。

また、小学校では、「系統的な資料集」という要望が最も多かった。「学年の実態に応じた内容」や「各学年に応じた使用方法や留意事項がわかる資料がほしい」といった要望が多かった。そして、中学校になると、「小学校3年生から中学校3年生までを見通したカリキュラム」の必要性や「教える教材の配置がわかる資料集」という要望があった。具体的には、「高知県教育センターが今までに作成してきた人権教育資料集の続バージョンの資料集として作成してもらいたい」という要望もあった。さらに、小学校の特徴として、「ネットの怖さや危険性を教えていくことも必要だが、ネットを通した人と人との結び付きや生活の豊かさを伝えられる内容の資料がほしい」という要望があった。

そして、中学校、高等学校では、この問題を取り組んでいくにあたり、保護者との連携の必要性を考えている教職員が多かった。「家庭と連携していくために働きかけることのできる資料(パンフレット等)がほしい」という要望がでていた。

特別支援学校では、「具体的な対処方法を知りたい」という要望が多く、「教師自身もこの問題について学びたい」と考えている教職員が多かった。

各校種の教職員から出していただいたすべての要望を取り入れることは難しいが、これらの要望を踏まえて、次年度以降、現場の声を生かした教材に関する研究を深めていくことが課題として示された。

オ 勤務校における「ケータイ・ネット」の利用に関するトラブルの事例

勤務校における「ケータイ・ネット」に関するトラブルについて、教職員が知り得ている事例について質問した。ここでの回答は、勤務校において、教職員が知り得ているトラブルの事例である。なお、同一校で回答した教職員が2人いた場合には、対象の児童生徒の事例が1例であっても、教職員は各自チェックするのでカウントは2となっている。ただし、受け持つ学級や学年団によっては、同一校であっても、児童生徒のトラブルの事例を知らない場合もある。そして、一人の児童生徒が複数の事例にカウントされる場合もあるので、調査の性格上、正確な事例の実数は把握するものではない。

ここでは、「勤務校において、一人の教職員が、どんなトラブルをどの程度知り得ているか」という視点から、各校種における児童生徒の「ケータイ・ネット」に関するトラブルの傾向をとらえた（表5-8）。

表5-8 勤務校におけるトラブルの事例（全校種）

（回答者数：名）

順位/校種	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
1位	知らない (77)	学校への携帯電話の持ち込みを見た（禁止校） (55)	メールや掲示板に起因するいじめ暴力等のトラブル (63)	知らない (29)
2位	学校への携帯電話の持ち込みを見た（禁止校） (39)	メールや掲示板に起因するいじめ暴力等のトラブル (43)	授業中に携帯電話を使用しているのを見た。 (63)	学校への携帯電話の持ち込みを見た（禁止校） (17)
3位	携帯電話に関する家庭とのトラブル (10)	授業中に携帯電話を使用しているのを見た (27)	インターネット上で起こっている事象について、子どもから相談を受けた (29)	授業中に携帯電話を使用しているのを見た (15)
4位	メールや掲示板に起因するいじめ暴力等のトラブル (10)	インターネット上で起こっている事象について、子どもから相談を受けた (22)	学校への携帯電話の持ち込みを見た（禁止校） (27)	メールや掲示板に起因するいじめ暴力等のトラブル (9)

「勤務校における『ケータイ・ネット』に関するトラブルの事例」は、各校種で共通して、「携帯電話を禁止している学校における学校への携帯電話の持ち込みを見た」という教職員が多かった。また、「授業中に携帯電話を使用しているのを見た」という教職員も多く、ケータイの所持や使い方に課題のある児童生徒の存在が確認できた。これらの事例に対して、教職員は「預かり指導」を行っていることが多かった。また、「家庭と連絡を取り合い指導した」という対応をしているケースもあった。

中学校や高等学校においては、「メールや掲示板に起因するいじめ暴力等のトラブル」を知っているという教職員が多かった。しかし、小学校や特別支援学校においても、この課題は皆無ではなく、今後何らかの対応や対策が必要である。教職員の対応としては、「書き込み者の特定」、「加害者への指導」、「学級での指導」、「学年での指導」、「削除要請」等が行われている。また、「保護者にも連絡し、管理していただく等、連携しながら取組を進めている」というケースもあった。そして、指導は、担任、学年団の教員、あるいは管理職が対応しているという回答が多かった。「メール上のトラブルが原因により不登校傾

向になっていた生徒に対して、養護教諭、カウンセラー、担任等が教育相談を行い、学校に来ることができるようになった」というケースもあった。

今、学校現場の中で課題となっている「いじめ」と「ケータイ」との関連について、下田(2008)は、「現在の子どもたちの課題の中心にあるのがグレーゾーンにある」と指摘している。「グレー・ゾーンは、大まかにいえば、大人が形成する情報層（たとえば子ども向けのインターネット遊びコンテンツ群）と子ども自身が発信者、管理者となって形成する情報層（学校裏サイト、ブログ、プロフなど）がある。大人が形成する情報層の問題と子ども自身が発信者、管理者となって形成する情報層の2つが無関係ではなく関連、連動しているのがこのグレー・ゾーンの特徴である」と述べている。そして、「現代の子どもたちはこのようなメディア特性のパーソナル・メディア時代に生きはじめている」ということを知り、「テレビ。マスメディア時代に育った保護者や教師が、インターネットというメディアの情報層の特徴を深く理解しなければならない」ことを示唆している(19)。

5 今後の方向性について

今回の調査から、「ケータイ・ネット」について、各学校における取組や教職員の意識の一端を把握することができた。その結果から、教職員が抱えている課題として3点のことが確認できた。

(1) 「ケータイ・ネット」に関する系統的な取組の必要性

高知県内における「ケータイ・ネット」に関するトラブルは、ケータイ所持率が高い中学校や高等学校だけの課題ではなく、小学校や特別支援学校においても皆無ではないことが示された。

小学校では、「学年の実態に応じた内容」や「各学年に応じた使用方法や留意事項がわかる資料がほしい」といった教職員の要望が多かった。そして、中学校になると、「小学校第3学年から中学校第3学年までを見通したカリキュラム」の必要性や「教える教材の配置がわかる資料集」という要望があった。

このような小学校の教職員からの要望が多かった「系統性」という視点は、今後の教材研究を進めていくうえで大切な視点の一つである。平成21年度から、実施される新学習指導要領では、特定の教科や領域だけで、情報教育の指導を行えばよいというものではなく、すべての教科や領域等でICT（「情報モラル」を含む）の指導に当たることの必要性が示されている(11)(12)。この機会をとらえて、教科書や学習指導要領に準拠する教材集等において、情報モラル等、「ケータイ・ネット」に関連する教材をピックアップし、そこから題材の「ねらい」や「内容」を分析し、「系統表」を作成することが必要である。

(2) 学校、保護者との連携・協働した取組の必要性

各学校では、この課題に対する「指導の必要性」を感じている教職員は多いものの、「指導の場」は「家庭」と答える教職員の数は約6割であった。しかし、「学校や保護者が連携した指導が必要」、「学校や家庭だけの指導では限界がある。様々な関係機関との連携した指導の必要性を感じる」と記述する教職員もいた。調査から、指導の中心は、「家庭」という意識はあるが、現実問題として、学校での指導を何とかしなければと感じる教職員の存在も確認できた。そして、中学校、高等学校の教職員からは、「家庭と連携していくために働きかけることのできる資料（パフレット等）」についての要望が出されていた。

そこで、本年度は、人権教育課等と協力して、保護者対象のリーフレットの原案を作成した。そして、その原案をもとに、「高知県人権教育調査研究協議会」（文部科学省委託事業）から、リーフ

レットが配付されるようになった。高知県内の全小中、高等学校、特別支援学校に配付するとともに、小中学校人権教育主任研修会、県立学校人権教育主任研修会を通じ、内容の説明を行った。そして、ケータイの所持率が高くなることが予想される小学校第6学年の全家庭に、作成したリーフレットを配付した。

また、このリーフレットは、高知県教育委員会人権教育課のホームページからダウンロードできる。(http://www.pref.kochi.jp/%7Ejinkyou/jinnkenn/siryou/kodomonokeitai200902.pdf)

今後は、PTA 研修会や校内研修等の要請訪問等の場でも、このリーフレットを活用し、保護者や教職員に対する啓発の取組が必要である。

(3) 「学習指導に関する研究」や「人権侵害への具体的な対応に関する研究」の必要性

調査から、「ケータイ・ネット」に関する課題を取り扱ううえで「どのような学習を行えばよいか。どのような対応が必要か」等、具体的な取組に悩んでいる教職員の多いことが分かった。

そこで、今後に向けて、「ケータイ・ネット」における「学習指導に関する研究」や「人権侵害への具体的な対応に関する研究」についての方向性を明らかにしておきたい。

ア 多様な視点を持ち、「ケータイ・ネット」の学習を展開する

人権教育の視点を基にした「ケータイ・ネット」についての学習を展開していくうえで、大阪多様性教育ネットワーク(2008) [以下 ODEN とする] が紹介する、ADL (反名誉毀損同盟) の「多様性の世界研究所」がウェブ上 (http://www.adl.org/education/curriculum_connections/cyberbullying/default.asp) に公開している「ネットいじめ」に立ち向かうプログラム (英語版) がある (25)。

小学生プログラムでは、安全で他者にやさしいネット上のコミュニケーションを実現するための基盤づくりに関する題材から、ネット上の「残酷行為」の理解とその対応に関する児童用プリントと指導者向け補助教材で構成されている。そして、中学生プログラムでは、ネット上の「残酷行為」を助長する社会的プレッシャーに向き合う展開と、生徒用プリントや指導者向けの補助教材が紹介されている。ODEN の学習教材の中で「ネットいじめ」は、メディアの形態の新しさがあるものの、いじめや差別にかかわり大きな違いがないことが指摘され、「事実と意見」や「情報の評価」、「偏見」といった差別を見抜く力をはぐくむ活動の例を示している。また、「役割の定義」や「偏見と差別に立ち向かうための戦略」といった差別やいじめに立ち向かう行動力を培う活動から学ぶことの必要性を述べ、具体的な展開を示している。詳細については、大阪多様性教育ネットワーク・森実(2005)の「多様性教育入門ー参加型人権教育の展開ー」に掲載されている (26)。なお、多様性教育からのアプローチについて、その視点と内容を表6-1に示した。

表6-1 多様性教育からのアプローチ

視 点	内 容
「ネットいじめ」は、メディアの形態に新しさや異なる特徴もあるが、基本的には、今までのいじめや差別に対するアプローチも必要である。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「事実と意見」や「情報の評価」、「偏見」、「固定観念」といった差別を見抜く力を子どもに、はぐくんでいく学習を組み込んでいく。 ● 「役割の定義」や「偏見に立ち向かう戦略」といったいじめに立ち向かう行動力を培う学習を組み込んでいく。

次に、「ケータイ・ネット」の問題を、ネット上の限定された空間のこととして完結させるのではなく、日常における多様なアプローチが大切である。その中で、「何が真実か」をきちんと見極め、「確かな判断力」を身に付け、具体的に行動できる力を培っていく学習を重ねていくことが求め

られる。

また、児童生徒に、「ケータイ・ネット」の「光と影」を考えさせることが必要である。「ケータイ・ネット」についての危険性について、教えていくことが重要だが、併せて、「ケータイ・ネット」に関する「よりよい使い方」の具体を考えさせることが必要だと考える。例えば、「社会の中で、『ケータイ・ネット』が役立っているのはどの場面だろうか」といった問いを児童生徒に投げかけ、考えさせることも大切である。そして、「ケータイ・ネット」がよりよく活用されている事例や教材と出合わせたい。

また、多様性教育ではないが、高知県教育委員会が作成した2つの教材について紹介する。

1つ目は、「ネットいじめ」の学習を考えるうえで、高知県教育委員会（2009）から、平成21年2月に出された「子どもたちの笑顔のために～『いじめ』のない学校をめざして～」が参考になる。内容は、「ネットいじめ」に関する、解決に向けての対応の一例が示されている。事例を通して考えさせることができる資料がある(28)。

2つ目は、高知県教育委員会(2006)が、作成したCD教材（ダウンロードも可能）である。ネット上のトラブルを防ぐために、ロールプレイで学ぶことができる小学生、中学生、高校生対象の教材及びワークシートが収録されている。内容は、マナーやルールに関する課題提示教材と、ネットオークションやネット通信販売についての疑似体験教材がある。また、教員用資料として、ネット上のトラブルを防ぐための法律的な根拠も収録されている(16)。

イ 人権侵害への具体的な対応について

「勤務校における『ケータイ・ネット』に関するトラブルの事例」について、中学校や高等学校では、「メールや掲示板に起因するいじめ暴力等のトラブル」を知っているという教職員が多かった。

今回の調査で、このような問題について、実際に対応した経験のある教職員がいることも確認できたが、すべての教職員が対応しているという状況には至っていない。

そこで、「ネット上のいじめ」に関する予防と対策に関する取組について、埼玉県教育委員会(2009)が、ネット被害から子どもたちを守るために、その対応策を示した資料集を作成している(27)。資料集では、「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」を立ち上げ、携帯電話の利用状況等に関する生徒調査により実態を把握・分析している。その結果を基に対応策の具体を手引きとして作成し、内容を図解で示している。図表やイラストを効果的に利用し、分かりやすく、伝わりやすい工夫がなされている。他にも人権侵害に対する具体的な対応について、本年度の11月に文部科学省から、学校・教員を対象とした『『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集』(17)や「情報モラルに関する指導資料集」(18)も出されている。

これらの資料集を活用するうえで、教師自身の学びのポイントを表6-2に示した。

表6-2 人権侵害への対応における教師の学びのポイント

視 点	内 容
<p>「ネットいじめ」に関する予防と対策について、教師自身が学び、子どもからの相談や具体的問題に対して、対応できるようになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どものわずかな日常の変化を見逃さず、いじめに対する適切な対応を行う。(チェックリスト) ●子どもが悩みを相談できる人間関係をつくり、ネットに関する課題に対する具体的な対応策を学ぶ。 ●「電子掲示板等への安易な書き込みが、どのような犯罪行為に該当するか」を「インターネットに絡む主な法令・犯罪名」で確認し、子どもに自らの「責任」を考えさせる資料をまとめておく。

そこで、教職員が、「ケータイ・ネット」に関する相談を子どもから受けた場合を考えてみた。その際、「私は、パソコンに詳しくないから、情報担当の〇〇先生に相談した方がいいよ」と答えるのか。まずは、子どもが困難に遭遇したときに、「きちんと相談できる大人であるかどうか」がポイントになる。これは、「ケータイ・ネット」の問題に限ったことではないが、教職員と子どもとの人間関係の構築が、ネット以前の問題として問われている。子どもが、「なぜ、私に相談してくれたのか」そのことの意味を考え、最初に相談を受けた第一相談者（教職員）がきちんと話を聴くことが大切ではないかと思われる。

すべての対応を一人で取り組むことは難しいが、子どもの話を聴き、課題を受け止めて共有することが第一である。その後、他の教職員の協力を仰ぎながら、課題解消に向けて取り組むことが必要である。子どもたちを取り巻く現状に学び、「自分ができること」や「分かること」の幅を広げていくことが必要だと考えている。

ウ 「ケータイ・ネット」の学習の中で、子どもたちに権利と責任の意味を学ばせる

「ケータイ・ネット」の学習を行ううえで、子どもたちに権利と責任の大切さについて考える展開を仕組むことが大切ではないかと思われた。このように考える背景として、「ユニセフ研修会」(平成21年1月29日～30日)において、学校事業部の副部長である三上健さんからの「子どもの権利条約の動向」についての説明がある。

「子どもの権利条約」をなぜ、子どもたちに学んでもらいたいのか。研修では、その背景と理由について説明があった。教育現場での非行や暴力・いじめ、不登校など、子どもたちの反社会的な不適応行動の深刻化しているイギリスの現状。そして、若い世代の政治的・社会的無関心の増大、人種的・民族的な不協和音の高まりなどが理由としてあげられた。そして、「社会意識の希薄化状況」から生まれたイギリスの「能動的市民」としての資質の育成を多面的に支援する「市民性教育 (Citizenship Education)」を導入する取組が紹介された。

イギリスの現状のすべてが、高知県の現状に当てはまるわけではないが、不登校、暴力といった生徒指導上の課題の多い実情や「ケータイ・ネット」に関する子どもたちの現状を知る中で、大切にしたい視点が重なってきた。子どもたちが、自らの権利についてきちんと知り、その権利を行使する主体が自分であることを、知識として理解することが大切である。そして、権利を行使するうえで、「自分さえよければ」の視点に限定されると、相手の権利を侵害してしまう可能性があることも考えさせなければならない。そのためにも、「権利の行使」と「自らの責任」をきちんと結び付けて学ばせることが必要である。そこで、身近な社会の一つである家庭や学校の中で、自分に何ができるかを問い、日常の行動化に結び付けて考えさせるようにしていきたい。このよ

うな営みは、いわゆる子どもの社会性を高めるうえでも重要な鍵であると同時に、まさに「生きる力」にも直結しているのではないかと考えさせられた。

6 おわりに

本年度、今回の調査研究と併せて、『ケータイ・ネット』と人権』に関して、互いに知り得た情報を交換し合い、学びを共有するための自主学習会を行ってきた。自主学習会の構成員は、教育行政関係者（6名）と、中学校教員（1名）の計7名であり、あくまで任意の学習会であった。本年度は5回実施した。自主学習会では、喫緊の課題である『ケータイ・ネット』と人権』に関する課題や現状を教職員と保護者が共に学び、取組を進めていくための資料が必要であると考えた。そこで、そのきっかけとなる保護者対象のリーフレットの前案づくりに取り組んできた。

最後になるが、本年度、高知県少年サポートセンターが、中学校25校の生徒7,888名と、高等学校30校の生徒9,197名の計17,085名を対象に、携帯電話に関する調査を行っている。その中で、「ケータイ・ネット」に関する教育の必要性に関して問う項目があった。中学校で54.6%、高等学校で62.6%という割合で、「ケータイ・ネット」に関する教育の「必要性を感じる」という生徒がいることが示された。このことから、教職員と同様に生徒たちも、「ケータイ・ネット」に関する教育の必要性を感じていることが示唆された。

今回の調査により、「ケータイ・ネット」における各校種における現状の把握はできたが、「ケータイ・ネット」に関する人権学習」や「ネット被害に関する対応」に関する研究の課題が残された。

今後は、文部科学省が作成した資料や他の都道府県が作成した資料等をさらに収集し、高知県内の児童生徒の実情に応じた教材分析をしていくことが必要であろう。

さらに、当心の教育センターの研究員制度を活用して、共同研究を行い、実践を蓄積していくことが大切であると考えている。また、学校現場からは、この課題について、「どの学年で、どのような内容を学ぶことが必要か」という、悩みも寄せられていた。今後は、「ケータイ・ネット」に関する学習の系統性についても検討していきたい。

【引用文献】

- (1) 藤川大祐：『携帯電話』から『ケータイ』へーケータイ、ネット社会の子どもたちー，「ケータイ、ネットの闇ー子どもたちの成長への影響を考えるー」，「児童心理 No. 885」，金子書房，2008，pp. 12-19。
※内閣府によると、「小学生（4年～6年生）の約3割、中学生の約6割、高校生の9割以上が携帯電話を使用している」という。「通話を中心に使っている子どもも多いが、子どもたちの携帯電話の主要な使い方は、通話以外の機能である」と藤川(2008)は述べている。「メール、インターネット、サイトの閲覧、アラーム付時計、ゲーム、カメラ、音楽プレイヤーといった用途が、子どもたちの携帯電話利用の中心になっている。子どもたちにとって電話は主要な用途ではないことから、『携帯電話』より『ケータイ』という言葉が専門家でも使うようになりつつある」という。そこで、本論では、藤川(2008)が提案する「ケータイ」という用語を使用することとする。
- (2) 内閣府大臣官房政府広報室：「インターネットを悪用した人権侵害をなくすために（平成20年）」，2008。
(<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/200808/3.html>)
- (3) 木岡保雅：「ネットいじめに対する『文部科学省の取り組み』」，「教職研修総合特集 ネットいじめ・言葉の暴力克服の取り組み」，教育開発研究所，2008，pp. 90-93。
- (4) 文部科学省 初等中等教育局児童生徒課：「平成19年度『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』について（平成20年11月20日）」，2008。
(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/11/08111707.htm)
- (5) 青屋憲介，平石勝久：「『インターネットと人権』・『子どもとインターネット』アンケート調査報告書 平成19年」，2008。
- (6) 日本 PTA 全国協議会：「家庭教育におけるメディア調査/青少年とインターネット等に関する調査平成17年」，2006。
(http://www.nrsquare.com/pta/book_kateikyoku_h17/)
- (7) 東京都教職員研修センター：「平成17年度『児童・生徒の心の発達とメディア環境等との関連に関する研究』」，2006。
(http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/information/kenkyuhoukoku_kiyou/pdf/ke17/media.pdf)
- (8) 栃木県総合教育センター：「情報教育に関するアンケート」，2005。
(<http://www.tochigi-edu.ed.jp/center/cyosa/jissenshiryou/jyouthou-enquete/index.htm>)
- (9) 徳島市教育委員会，青少年育成補導センター：「青少年と携帯電話」，「第38回青少年問題研究大会資料」，2006。
- (10) 青屋憲介，平石勝久：「情報化社会における人権教育の展開及び人権侵害の対応についての研究-新たな人権課題に対する教職員研修についての提案-」，「平成19年高知県教育公務員長期研修生研究報告」，高知県心の教育センター，2008。
- (11) 文部科学省：「小学校学習指導要領 平成20年3月告示」，2008。
- (12) 文部科学省：「中学校学習指導要領 平成20年3月告示」，2008。
- (13) 中村祐治：「日常生活がキーワード」，「日常の授業で学ぶ情報モラル」，教育出版，2007，pp. 1-14。
- (14) 有元秀文：「ネットいじめ・言葉の暴力・克服の取り組み」，教育開発研究所，2008。
- (15) 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議：「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」，文部科学省 平成20年3月，2008。
- (16) 高知県教育委員会：「情報倫理教育教材」Vol. 2，2006。
(<http://www.kochinet.ed.jp/joho2/index.html>)
- (17) 文部科学省：「『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）」 平成20年11月，2008。

- (18) JAPET 社団法人日本教育工学振興会：「すべての先生のための『情報モラル』指導実践キックオフガイド 文部科学省委託事業 平成19年3月」, 2007.
- (19) 下田博次：「第6章 子どもを使って稼ぐ営利企業」, 「学校裏サイト」, 東洋経済新報社, 2008, pp. 173-192.
- (20) 田畑重志：「インターネットを生かした人権教育」, 明治図書, 2005.
- (21) 福岡県高等学校人権・同和教育研究協議会：「ネット掲示板と人権～先生、何とかしてください～」, 2005.
- (22) 大阪府立学校人権教育研究会：「IT 危機一髪！-掲示板・ブログ・メール匿名書き込み対応マニュアル-」, 2007.
- (23) 下田博次：「携帯護身術 ケータイ・インターネット ワンポイント・レッスン」, NPO 青少年メディア研究協会（ねちずん村）, 2005.
- (24) 青少年メディア研究協会：「知った人から知らない人へ伝えよう-危ない子どものケータイ利用-」, 2007.
- (25) Anti-Defamation League<翻訳 大阪多様性教育ネットワーク[ODEN]>：「ネットいじめ ネット上の残酷行為の理解とその対応」, 2008.
- (26) 大阪多様性教育ネットワーク・森実：「多様性教育入門-参加型人権教育の展開-」, 解放出版社, 2005.
- (27) 埼玉県教育委員会：「ネットいじめ等の予防と対応策の手引き-ネット被害から子どもたちを守ろう！- 平成21年1月」, 2009.
- (28) 高知県教育委員会：「ネットいじめ」, 「子どもたちの笑顔のために～『いじめ』のない学校をめざして～ 平成21年2月」, 2009, pp. 34-37.

資料 1

高知県心の教育センターにおける「ケータイ・ネット」と人権に関する取組の経緯

年 度	取 組 内 容
18 年度	<p>「平成 18 年度人権教育セミナー」の講座の一つに「インターネットと人権」に関する講座を設け、反差別ネットワーク人権研究会（三重県）の代表の田畑重志さんの講演⁽²⁰⁾と、高知県内の高等学校の教諭による実践発表を実施。</p> <p>「インターネットと人権」に関する児童生徒を取り巻く実態を把握するための調査は、全国各地で行われていたものの、高知県においては、その実態を把握するための調査は実施されておらず、インターネットに関する人権課題を題材とした授業や学校としての取組を行っている事例も少ない現状。</p> <p>「インターネットと人権に係る情報収集のための学校等訪問について」【平成 19 年 3 月】</p> <p>訪問先：福岡県高等学校人権・同和教育研究協議会及び、福岡県内の高等学校の実践校【2 校】⁽²¹⁾</p> <p>人権教育担当者だけでなく、情報教育担当者の双方が連携を持ち、取組を進めていくことが必要だと考え、人権教育担当と情報教育担当の指導主事の 2 名が訪問した。</p>
19 年度	<p>共同研究の実施</p> <p>〔実態調査〕青屋憲介,平石勝久:『『インターネットと人権』・『子どもとインターネット』アンケート調査報告書 平成 18 年』,2008.</p> <p>〔共同研究〕青屋憲介,平石勝久:「情報化社会における人権教育の展開及び人権侵害の対応についての研究-新たな人権課題に対する教職員研修についての一提案-」,「平成 19 年高知県教育公務員長期研修生研究報告」,高知県心の教育センター,2008.</p> <p>「インターネットと人権に係る情報収集のための学校等訪問について」【平成 20 年 3 月】</p> <p>訪問先：大阪府立貝塚高等学校⁽²²⁾</p> <p>先進的な取組を進める大阪府の高等学校の取組から、学校としての組織的対応の必要性を学んだ。</p> <p>NPO 法人青少年メディア研究協会 ねちずん村（群馬県）訪問⁽²³⁾ ⁽²⁴⁾</p> <p>学校教育における「ケータイ・ネット」の研究の第一人者である群馬大学次特任教授の下田博次さんが立ち上げている NPO 法人である。子どもたちのネット環境の見守りを行う市民インストラクターの取組や子どもたちを取り巻く実情について学んだ。</p>
20 年度	<p>調査研究</p> <p>高知県内の小中学校及び高等学校・特別支援学校におけるインターネット及び携帯電話にかかわる人権課題に対する取組の現状を把握する。</p> <p>『『ケータイ・ネット』と人権』自主学習会 保護者対象のリーフレット作成</p> <p>「ケータイやネット」に関する課題の背景や現状を伝え、学校と保護者をつながることのできる保護者対象のリーフレットの原案を作成する。</p> <p>人権教育セミナー「インターネットと人権」に関する講座の中で、大阪教育大学准教授の戸田有一さんの講演と昨年度の共同研究者の高知市立南海中学校教諭の青屋憲介さんの実践発表を行う。</p>

資料2

インターネットに関するアンケート

高知県心の教育センター

1 目的

この調査は、近年問題となっているインターネットについて、県内の学校の現状を把握することを目的としています。

調査の結果は、数値として処理し、インターネットに関する現状を知るための資料とします。併せて、この結果をもとに今後の当センターの取組の方向性について、考えていきます。

無記名での調査としていますので、あなたの実態や考えに近いものをありのまま答えてください。

2 対象

高知県内の公立小・中学校、高等学校、特別支援学校の教職員とします。

3 実施期間等

平成20年6月2日(月)～8月29日(金)

高知県心の教育センターが実施する専門研修会及び校内研修会

設問中に使われていることばは、次のように考えてください。

【インターネット】

電子メール、ホームページの管理や閲覧、チャットや掲示板への書き込み、データのダウンロードなどインターネットに接続することによって利用できるすべてのサービスのこと。

(使用する機器 パソコン、携帯電話等 は問いません。)

【携帯電話等】

携帯電話、PHS など、移動式の携帯型情報通信端末のすべてのこと。(通信機能付き携帯ゲーム機は除く)

はじめに

あなたの当該所属校の番号に を付けてください。

(1.小学校 2.中学校 3.高等学校 4.特別支援学校)

あなた自身のお考えをお尋ねします。

1-1 インターネットや携帯電話等の利用に関して、子どもたちへの指導の必要性をどう感じますか。

1つ選んで記号に を付けてください。

- ア 必要性を感じる
- イ やや必要性を感じる
- ウ あまり必要性を感じない
- エ 必要性を感じない

1-2 その理由を記入してください。

2 インターネットや携帯電話等の利用に関して、中心となって指導する場はどこだと思いますか。1つ選んで記号に を付けてください。「その他」を選択された方は、その内容を()内に記入してください。

- ア 家庭
- イ 学校
- ウ 地域
- エ 企業
- オ 関係機関等(補導センター、教育委員会、警察)
- カ その他()

3 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うとすれば、どのような視点を特に重視すべきだと思いますか。1つ選んで記号に を付けてください。「その他」を選択された方は、その内容を()内に記入してください。

- ア 情報機器の使用法やソフトウェアの利用法等情報技術の視点
- イ 使用上のマナーやモラルなど道德教育の視点
- ウ インターネット上に潜む人権侵害など人権教育の視点
- エ 情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーを学ぶ視点
- オ 各教科や領域の場で、この課題に関連する内容を学ぶ視点
- カ 犯罪防止や詐欺被害からの回避など生活指導の視点
- キ 家庭でのしつけや経済的負担など家庭教育の視点
- ク 日常生活における人と人とのコミュニケーションの在り方を見直す視点
- ケ その他()

4 子どもたちにインターネットや携帯電話等の利用に関する授業を行うにあたって、不安があるとすればどのようなことですか。1つ選んで記号に を付けてください。「その他」を選択された方は、その内容を()内に記入してください。

- ア 指導を行った経験がない
- イ 指導するだけの知識がない
- ウ 適切な教材がない
- エ 適切な指導時期や対象学年などの見極めができない
- オ 他の教職員の理解が得られない
- カ 家庭の理解が得られない
- キ 指導後の逆効果が心配
- ク 不安はない
- ケ その他()

5 あなたは、インターネットや携帯電話等の利用に関して、次のような指導を行ったことがありますか。あてはまるものをすべて選んで記号に を付けてください。

- ア インターネットによる情報収集の方法についての指導
- イ 電子メールの使い方についての指導
- ウ フィッシング詐欺や有害情報の存在と対策についての指導
- エ 情報の真偽を読み解く力等、情報リテラシーについての指導
- オ 出会い系サイトの危険性についての指導
- カ 情報発信者の責任と配慮についての指導
- キ 個人情報とプライバシーの保護についての指導
- ク インターネットのトラブルにより、被害を受けた時の対応についての指導
- ケ その他()

6 インターネットや携帯電話等に関して、指導を行ううえで困っていることはありますか。また、指導を行ううえで、どのような資料集があればよいと思われるか等、要望を記入してください。

学校のことで、あなたが知っている範囲でお答えください。

1-1 あなたの学校で、子どもたちのインターネットや携帯電話等の利用実態に関して、ア～クのような事例を知っていますか。あてはまるものをすべて選んで記号に を付けてください。

- ア 学校への携帯電話の持ち込みを見た（携帯電話の校内への持ち込みを禁止している学校において）
- イ 授業中に携帯電話を使用しているのを見た
- ウ メールや掲示板に起因するいじめや暴力等のトラブルがあった
- エ メールや掲示板に起因する不登校が発生した
- オ インターネット上で、対象者が特定できる差別記事、犯罪を教唆する記事、差別書き込み等の人権侵害行為を見た
- カ インターネット上で起こっている事象について、子どもから相談をうけた
- キ 性的なことに関するトラブルがあった。
- ク 携帯電話の指導に関する家庭とのトラブルがあった
- ケ 知らない

1-2 1-1で選んだ事例の中で、学校で対応したケースについて、お構いのない範囲で、その内容を記入してください。